

事業マネジメント推進室

事業マネジメント推進室の取組

総 括

- (1) 令和6年能登半島地震の復旧状況等について
 - 1) 令和6年能登半島地震の下水道施設の被害状況について
 - 2) 上下水道地震対策検討委員会の結果を踏まえた取組について
 - 3) 令和6年能登半島地震の下水道施設の復旧状況について
 - 4) 『能登上下水道復興支援室』設置について
- (2) 耐震化・耐水化等の推進について
 - 1) 耐震化の推進
 - 2) 耐水化の推進
 - 3) 樋門等の定期点検
 - 4) 下水道BCP
 - 5) 災害発生時における下水道施設の被害状況の報告
- (3) 事業マネジメントの推進について
 - 1) 下水道施設の適切な維持管理について（下水道法の維持修繕基準関係）
 - 2) 事業マネジメントの推進について
- (4) 令和8年度概成に向けた未普及対策の推進について
 - 1) 10年概成（令和8年度概成）に向けたアクションプランの点検・見直しについて
 - 2) 主な支援
- (5) 汚水処理における広域化・共同化の推進について
 - 1) 広域化・共同化の取組
 - 2) 主な支援
- (6) DXの推進について
 - 1) 下水道DXの推進について
 - 2) 上下水道DX推進検討会
 - 3) 上下水道DX技術カタログ
 - 4) 下水道管路施設の台帳電子化について
 - 5) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン
 - 6) 下水道DXに関する参考情報
- (7) 下水道工事等の適切な執行について
 - 1) 働き方改革
 - 2) 下水道事業の執行
 - 3) 品質確保等に資する資格などの活用
 - 4) 下水道事業の積算等（下水道用設計標準歩掛表）
 - 5) 会計検査の状況
- (8) 工事事故の防止対策について
 - 1) 安全対策等について
 - 2) 工事事故報告について

(1) 令和6年能登半島地震の復旧状況等について

1) 令和6年能登半島地震の下水道施設の被害状況について

- 令和6年(2024年)1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生。石川県輪島市、志賀町で震度7を観測し、能登地方6市町において、特に多くの被害が発生した。
- 下水処理場等の被害状況は、下水処理場4箇所において、一時的に処理機能が低下したが、速やかに応急対応を行い、必要な処理機能を確保できた。
その他においては、未耐震部分の被災、導水渠のフランジ部分の破断や沈澱池の掻き寄せ機の不具合等が処理場29箇所、ポンプ場12箇所が発生したものの、必要な処理機能は確保されていた。
- 下水道管路においては、被災4県の被災延長は428.6kmであり、被災率は2.3%であった。このうち、仮設管路の設置など応急工事が必要となった延長は17.5km(総延長に対する割合は0.1%)と限定的であった。

【下水道管路の被災状況(令和6年8月9日時点)】

○管路の被災率は石川県で5.9%であり、特に能登6市町の被災率は6.2~69.0%と過去の地震と比較して高い。
○流下機能喪失率(応急工事实施延長/全延長)は石川県で0.3%であり、能登6市町においても0.2~3.6%程度であったことから、流下機能は概ね確保できていた。

自治体	最大震度	下水管路 全延長※1 (km) A	被災延長※2 (km) B	被災率 (%) B/A	応急工事 実施延長※3 (km) C	流下機能 喪失率 (%) C/A
新潟県	6弱	6,271	14.8	0.2	0.4	0.01
富山県	5強	5,956	41.0	0.7	0.8	0.01
石川県	7	6,334	372.0	5.9	16.3	0.3
七尾市	6強	231.1	64.7	28.0	2.3	1.0
輪島市	7	171.6	44.2	25.8	0.4	0.2
珠洲市	6強	104.3	72.0	69.0	1.5	1.4
志賀町	7	148.2	9.2	6.2	0.7	0.5
穴水町	6強	39.0	23.2	59.5	1.4	3.6
能登町	6強	78.5	19.9	25.4	0.5	0.6
福井県	5強	303	0.8	0.3	0.0	0.0
【参考】熊本地震H28.4.16						
熊本県	7	3,195.9	85.8	2.7	—	—
益城町	7	166.4	22.2	13.3	—	—

※1下水管路の全延長は、被害が発生した自治体の管路の総延長

※2建物倒壊地域等を除く調査実施済み箇所の集計値であり今後変更可能性がある

※3管路の被災により流下機能が喪失され、応急工事を実施して流下機能を確保した管路延長

※4「—」はデータなし

2) 上下水道地震対策検討委員会の結果を踏まえた取組について

- 令和7年9月に上下水道地震対策検討委員会の最終とりまとめにおいて、今後の地震対策や上下水道一体の災害対応のあり方等が示された。
- 最終とりまとめを踏まえ、各種マニュアルの改訂作業を実施している。
 - ・下水道地震対策マニュアル((公社)日本下水道協会)
 - ・下水道BCP策定マニュアル(国土交通省)など
 - ・下水道事業における災害時支援に関するルール((公社)日本下水道協会)
- 「上下水道耐震化計画」に基づき、耐震化を計画的・集中的に推進するとともに、定期的に取り組状況をフォローアップ実施予定である。

【上下水道地震対策検討委員会における最終とりまとめの概要】

- 能登半島地震では「水」が使えることの重要性・公共性があらためて認識
- 今般の被害を踏まえつつ、上下水道の地震対策を強化・加速化するため、関係者一丸となって取組を推進

被災市町での整備の方向性	今後の地震対策	上下水道一体の災害対応
○ 復興まちづくりや住民の意向等を踏まえつつ、分散型システム活用も含めた災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備 ○ 代替性・多重性の確保と、事業の効率性向上とのバランスを図ったシステム構築 ○ 人口動態の変化に柔軟に対応できる等の新技術の積極的な導入 ○ 台帳のデジタル化や施設の遠隔監視などのDXの推進 ○ 広域連携や官民連携による事業執行体制や災害対応力の更なる強化等	○ 上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化 ○ 避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化 ○ 地すべりなどの地盤変状のおそれのある箇所を避けた施設配置 ○ 可搬式浄水施設・設備／汚水処理施設・設備の活用などによる代替性・多重性の確保 ○ マンホールの浮上防止対策・接続部対策 ○ 人材の確保・育成や新技術の開発・実装等	○ 国が上下水道一体の全体調整を行い、プッシュ型で復旧支援する体制の構築 ○ 処理場等の防災拠点化による支援拠点の確保 ○ 機能確保優先とした上下水道一体での早期復旧フローの構築 ○ 点検調査技術や復旧工法の技術開発 ○ DXを活用した効率的な災害対応 ○ 宅内配管や汚水溢水などの被害・対応状況の早期把握、迅速な復旧方法・体制の構築等

3) 令和6年能登半島地震の下水道施設の復旧状況について

- 災害対応については、国土交通省と全国自治体の上下水道職員や関係団体などと連携し、上下水道一体となった復旧支援を実施した。(のべ約 35,900 人)
- その結果、令和6年4月25日に珠洲市の建物倒壊地域等を除き機能確保済み。
- また、珠洲市の建物倒壊地域等においては、仮設浄化槽を設置して機能確保済みであり、今後、復興まちづくり計画等を踏まえ、本復旧を進めていく。
- 本復旧に向けて、被災市町において大規模災害時における査定方針を活用し、令和6年12月までに災害査定手続きを速やかに完了した(令和6年9月の大雨災害分含む)。
- 早期復旧に向けて全国の自治体から、石川県、富山県の被災自治体へ計62人の中長期派遣職員(令和6年度実績)が派遣されており、復旧支援を実施している。
- 上下水道地震対策検討委員会の最終とりまとめの結果を踏まえ、国の直轄調査により、被災地の将来人口動態等を踏まえた汚水処理施設の復旧費用の比較分析等を行い、浄化槽への転換も含めて、自治体と連携して検討している。

4) 『能登上下水道復興支援室』設置について

- 被災自治体にて検討されるまちづくりなどの復興方針と整合をとりながら、能登半島の地域の特性を考慮し、持続可能な上下水道一体となった復興に向けた支援を行うため、令和6年4月1日に石川県七尾市に国土技術政策総合研究所『能登上下水道復興支援室』を設置し、上下水道の技術職員を常駐させ、技術的なサポートを実施している。

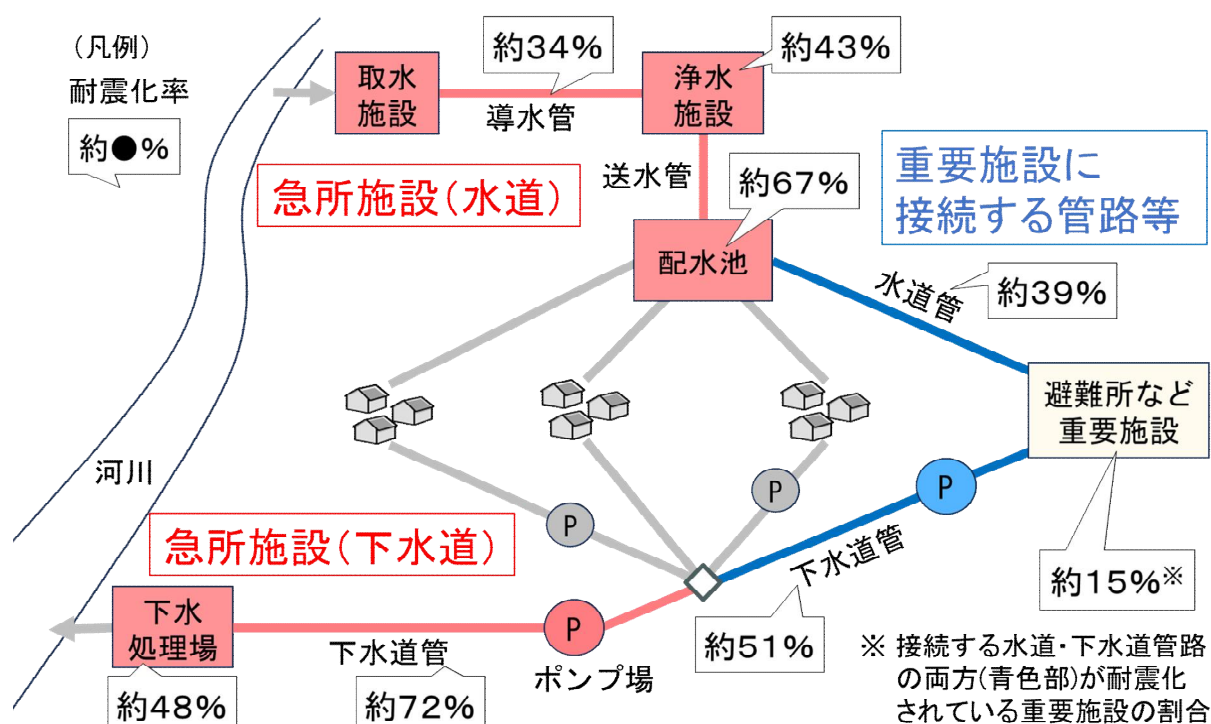
(2)耐震化・耐水化等の推進について

1) 耐震化の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「**急所施設**」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について**緊急点検を実施した。**
- 緊急点検の結果、令和5年度末時点での耐震化率は、下水道システムの急所施設として、下水処理場：約48%、下水道管路：約72%、ポンプ場：約46%、避難所などの重要施設に接続する管路等として、下水道管路：約51%、汚水ポンプ場：約44%であり、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合は約15%と低い結果であることが分かった（詳細は下図を参照）。
- 国土交通省は、全ての水道事業者や下水道管理者等に対し、緊急点検結果を踏まえた「**上下水道耐震化計画**」の令和7年1月末までの策定を要請していたところ、全国の下水道管理者で、令和7年1月末までの同計画策定率は約91%、令和7年3月末までの策定率は約99%となっている。いっどこで起きるか分からない地震に備え、下水道基幹施設耐震化事業等の支援制度を活用し、下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進していただきたい。
- なお、令和7年3月末時点で「**上下水道耐震化計画**」が未策定の地方公共団体は、石川県能登地方6市町を除き、下記のとおりであり、これらの団体におかれては、水道事業者等と連携し、速やかに計画を策定いただきたい。

【全国の耐震化率（令和5年度末時点）】

令和6年11月1日公表



図一緊急点検結果

【令和7年3月末時点で上下水道耐震化計画が未策定の地方公共団体】

北海道歌志内市、北海道美深町、北海道苫前町、北海道天塩町、北海道礼文町、岩手県八幡平市、岩手県住田町、岩手県野田村、福島県田村市、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県小美玉市、神奈川真鶴町、神奈川清川村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、沖縄県糸満市、沖縄県嘉手納町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県竹富町【計21市町村】

○また、事業計画の「施設の設置に関する方針（様式1）」において、主要な施策の一つとして「耐震化」を位置付けているため、事業の見える化等の観点からも目標を設定し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用しながら計画的に下水道施設の耐震化に取り組んでいただきたい。

○なお、施設の耐震性の有無を把握することは、耐震対策事業や災害時の応急対策の効率化につながることから、耐震診断を実施していない下水道施設について、速やかに耐震診断を実施していただきたい。

○マンホールトイレの普及啓発

国土交通省では、避難所における避難生活等において、快適なトイレ環境を確保するため、マンホールトイレ整備に対する支援やガイドラインの策定を実施している。

また、マンホールトイレの導入にあたっては、防災・安全交付金事業等の基幹事業および効果促進事業として支援しているところ。関係部局とも連携の上、積極的な整備をお願いする。

マンホールトイレに関するホームページ URL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000411.html

1. マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン

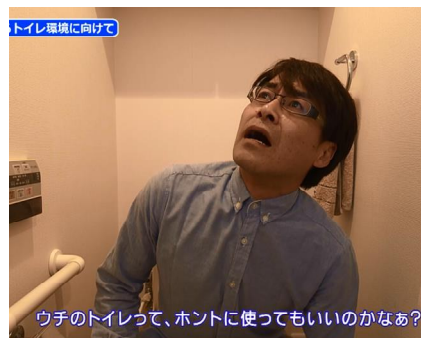
国土交通省では、被災者が“使いたい”と思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項等を取りまとめた「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を策定している（令和3年3月に、事例集を充実させる形で一部改定）。

2. マンホールトイレ普及啓発ツール

国土交通省では、マンホールトイレの普及促進の一助としてなるよう普及啓発のためのリーフレット、動画、漫画を作成している。積極的な活用をお願いしたい。



リーフレット



動画



↑youtubeにて
動画公開中



漫画

3. マンホールトイレの活用促進

各地方公共団体では、多くの住民へのPR等を目的に、イベント会場等で実際にマンホールトイレが使用されており、設置から使用、片付けまで一連の訓練を実施している。小学校の授業の一環としてマンホールトイレの設置訓練が行われている事例もあり、このような実体験を伴う住民へのPRを積極的に検討いただきたい。



熊本市での取組み



東松島市での取組



恵那市での取組み

4. 避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について（通知）

避難所におけるマンホールトイレの普及に向けて、避難所の設置・運営等を所管する内閣府との連名で、市町村の防災部局、下水道部局双方に対する通知を発出している（「避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について」府政防第1588号、国水下企第44号、令和2年10月23日）。

地方公共団体におかれては、避難所におけるトイレの確保に向けた検討の中で、障がい者等向けトイレ、とりわけマンホールトイレの導入についても関係部局との連携のもと検討をお願いしたい。

5. マンホールトイレの整備運用に関する支援資料について

マンホールトイレに関して過去の実績から得られた課題と改善方法を踏まえ、より効果的に整備・運用するための資料として、「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト」を国交省HPで公表しているので活用いただきたい。

	*1	検討項目	ねらい	7 箇条との 関連*2
空間・ 設備	安全	トイレ室を地面に固定できるようにする	・トイレ室を地面に固定することで、安定性が増し、転倒を防止できる (トイレ室を固定する埋め込み式のアンカー等が望ましい)	整備計画時
		トイレ室の固定器具(打込ピンなど)が地面に 設置可能か確認する		
		トイレ室は堅牢なものにする		
		中のシルエットが透けない材質にする	・トイレ室内の照明でシルエットが透けないことで、利用者の プライバシーを確保できる	整備計画時 避難所開設時
		施錠により外から容易に開かないようにする	・容易に開かないようにすることで、利用者の安全性を確保できる	
		トイレ室の中に照明を設置する	・暗い場所や夜間でもトイレを安心して利用できる	
		トイレ室の外にも照明を設置する	・トイレまでの動線やトイレ室外に照明を設置することで、 夜間のトイレ利用がしやすくなるだけでなく、犯罪防止や転倒防止に つながる	
		トイレまでの動線に照明を設置する	(屋外の照明は、太陽光式のものを最低 2 基設置することが望ましい (乾電池式の LED ライトもある)) ・人感式センサー式の照明を用いることで、電力の消費を抑えることが できる	
		使用中かどうか分かりやすい表示にする	・利用者が安心してトイレを利用することができる	
		防犯ブザーを各トイレ室に設置する	・防犯ブザーを設置し、それを周知することは犯罪の抑止効果につながる	避難所開設後 運用時

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における 7 箇条」の 4 段階との関連

チェックリストのイメージ

2) 耐水化の推進

○国土交通省では、洪水、内水等による下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、ハード対策(耐水化)とBCPによるソフト対策を組み合わせた施設浸水対策の考え方をとりまとめ、「下水道の施設浸水対策の推進について(令和2年5月21日国水下水事13号)」を通知し、令和2年度中の施設浸水対策を含む下水道BCPの見直しと令和3年度までの耐水化計画の策定を要請したところ。

○また、上記通知の運用として、「『下水道の施設浸水対策の推進について』の運用について(令和2年7月16日事業マネジメント推進室長事務連絡)」を周知するとともに、耐水化計画の策定例等を公表している。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000710.html>

○耐水化計画策定上の課題を整理し、令和5年2月27日付事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡『耐水化計画に関するQ&A-令和5年2月追補版-』を発出し、令和4年度末までの耐水化計画の策定完了を要請した。

<<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001591401.pdf>>(耐水化計画に関するQ&A 令和5年2月版)

○また、下水道施設の耐水化については、令和3年5月に閣議決定された「第5次社会資本整備重点計画」において、受変電設備やポンプ設備等の揚水機能を確保する指標として「水害時における下水処理場等の機能確保率」を新たに設定し、令和8年度までに100%とする目標を定めているが、令和5年度末時点で、揚水機能が確保されている施設の割合は、下水処理場が約19%、ポンプ場(汚水、合流、雨水)が約18%にとどまっている。

○これらも踏まえて、各地方公共団体が策定した耐水化計画に基づき、順次耐水化を進めて頂くようお願いする。

3) 樋門等の定期点検

- 令和 3 年の下水道法改正により、河川等からの逆流を防止するために設けられた樋門又は樋管※（以下、「樋門等」という。）について、1 年に 1 回以上の適切な頻度での点検が義務づけられている。
- 対象となる樋門等について、目視や遠隔からの作動状況の確認等の適切な方法及び適切な頻度で点検を実施するとともに、点検の結果、腐食や破損等の異状があることを把握したときは、必要な措置を講じ、樋門等を良好な状態に保つよう努められたい。

【樋門等の点検と点検記録の保存（1 年に 1 回以上）】

【下水道法施行規則】

- 公共下水道又は流域下水道にかかる維持又は修繕の技術上の基準として、**「逆流を防止するために設けられた樋門等の点検（作動状況の確認を含む）を、1 年に 1 回以上の適切な頻度で実施すること」。**
- 点検年月日、実施者氏名や樋門等の作動状況の確認結果を含め、**「点検記録として保存すること」。**

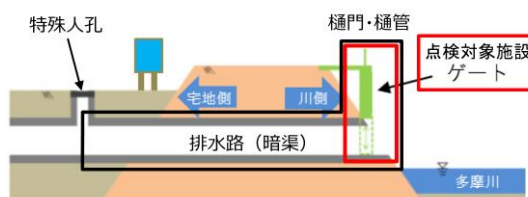
【下水道法施行令】

- 都市下水路の維持管理の基準（参酌基準）として、**「逆流を防止するために設けられた樋門等の点検を 1 年に 1 回以上行うこと」。**



<樋門の写真>

（出典）東京都：東京都豪雨対策アクションプラン（2020）（一部加筆）



<樋門・樋管イメージ>

【樋門・樋管の定義】

- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。

4) 下水道BCP

- 国土交通省では、大規模噴火時の広域降灰対策や、前回（2019 年）の下水道BCP策定マニュアル改訂以降において発生した水害等の事例を踏まえ、令和 5 年 4 月に「下水道BCP策定マニュアル 2022 年版（自然災害編）」（以下、「マニュアル」という。）として改訂を行った。
- 令和 7 年 3 月に令和 6 年 1 月の能登半島地震の被害を踏まえ、より実効性の高い下水道BCP（業務継続計画）に改善していくため、令和 7 年 3 月 19 日に下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会（第 1 回）を開催し、機能確保優先した上下水道一体での災害対応や広域災害時の受援体制の構築等改訂の方向性について議論がされている。
- 引き続き、下水道 BCP 策定マニュアル改訂検討委員会で議論を重ね、令和 7 年中のマニュアルの改訂を予定している。下水道管理者におかれては、本マニュアルを参考に、上下水道一体となった下水道の早期機能確保に向けた「下水道BCP」への改善を必要に応じて行っていただくようお願いする。

5) 災害発生時における下水道施設の被害状況の報告

- 「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(R4.9.16 事務連絡)のとおり、①震度5弱以上の地震が発生した場合、②風水害等により下水道施設に被害が発生した場合、速やかに報告を頂くこととしている。これらの報告については、昼夜を問わず、速やかに情報収集を行って対応頂くものであり、都道府県においては管内の市町村と緊密な連携の下に、引き続き、対応いただくようお願いする。

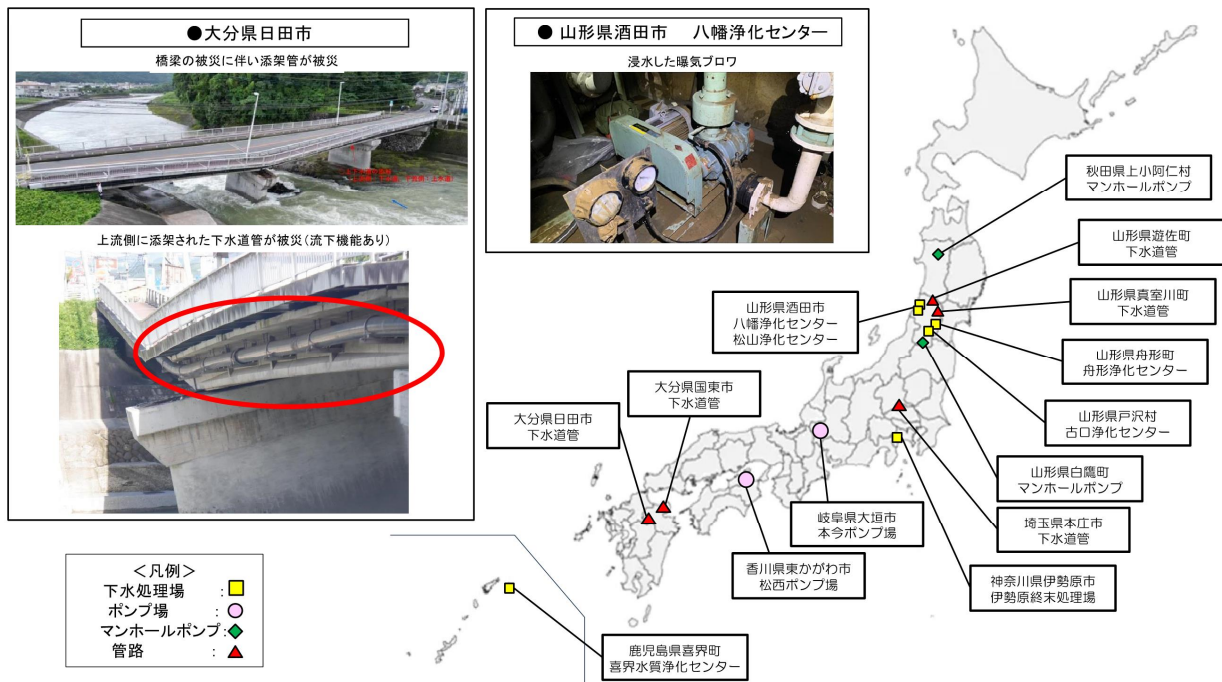
R4.9.16 事務連絡に
よる修正部分

＜施設被害 報告様式＞ 管路施設の記載例

都道府県名	市町村・流域等名	①総延長 (m)	②1次調査対象延長 (m) ※0次調査により1次調査の必要が認められた延長	③1次調査済み延長 (m)	④1次調査残延長 (m)	⑤1次調査完了予定日	⑥2次調査対象延長 (m) ※1次調査により2次調査の必要が認められた延長	⑦2次調査済み延長 (m) ※最終的には(⑦)=(⑥)	⑧2次調査開始日 (予定or確定) ※「予定」or「確定」の区分を明確にしてください	⑨2次調査完了予定日	⑩被災延長 (m)	※地震被害の2次調査完了後に記入してください。		
												⑪①のうち、「重要な幹線等」で、被災前に耐震化工事等により耐震性能が確保されていた延長 (m)	⑫①の内訳を、以下の分類に分けて延長を記入してください。 ・流下機能なし ・流下機能あり(設計流下能力なし)	⑬②の要因となる破損等の箇所について、過去に実施した対策対策の内容 (※複数選択可) A:マンホールと管きよの接続部 B:管きよと管きよの継手 C:管きよ本体 D:マンホール本体 E:地盤改良 A～Eに該当する対策がない場合に記入。
記載例	〇市	14,870.0	14,610.0	14,610.0	0.0	4/25	6,020.0	2,000.0	4/26 (確定)	5/16	3,000.0	100.0	・流下機能なし:30m ・流下機能あり(設計流下能力なし):70m	C・D

【令和6年度における主な下水道施設の被害と対応】

- 活発な梅雨前線や台風の影響により大雨となり、秋田県、山形県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、香川県、大分県、鹿児島県において、下水道の施設被害が発生。
○ 6箇所の下水処理場、2箇所のポンプ場、2箇所のマンホールポンプ浸水と5箇所の管路破損の被害が発生。
○ 被災した下水道施設はすべて応急復旧や応急対応を実施済みであり、必要な機能を確保済み。



(3) 事業マネジメントの推進について

1) 下水道施設の適切な維持管理について（下水道法の維持修繕基準関係）

○ 下水道施設の現状

- ・ 令和5年度末における全国の下水道管渠の総延長は約50万kmであり、標準耐用年数50年を経過した管渠の延長約4万km(総延長の7%)が、10年後は約10万km(約20%)、20年後は約21万km(約42%)と今後急速に増加。
- ・ 下水処理場についても、全国の約2,100箇所のうち、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の約90%)と老朽化が進行。
- ・ 持続的な下水道機能確保のため、適切な維持管理・改築事業の実施が必要。

○ 下水道施設の維持又は修繕（下水道法第7条の3）

- ・ 予防保全を中心とした持続的な下水道事業の確立のため、平成27年の下水道法改正により、維持修繕基準を創設。
- ・ 下水道法施行令第5条の12第1項において、すべての下水道施設について、その構造等を勘案して適切な時期に目視その他適切な方法により点検を行うこととしている。その中でも、腐食するおそれが大きい箇所として下水道施行規則第4条の5第1項で定める管路施設については、5年に1回以上の適切な頻度で点検を行う必要がある。
- ・ 令和5年の会計実地検査において、下水道法等に基づく点検の実施について、腐食するおそれが大きい下水道管路施設を適切に把握していなかったり、腐食するおそれが大きい下水道管路施設の点検を行っていないかったり、点検等の結果を記録し保存していなかったりしている事態や、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、判定後5年以上修繕等を行っていないなどの事態が確認された。については、各下水道管理者において、下水道法等の規定を改めて確認するとともに、適切に対応していただきたい旨、「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」（令和5年9月20日付事務連絡）を発出しているので参照されたい。

○ 腐食するおそれが大きい施設の点検について

- ・ 令和28年度から令和2年度の5年間における1巡目の点検は、すべての地方公共団体において完了しており、令和3年度から2巡目の点検がスタート。令和5年度の点検の実施状況等は、「令和5年度下水道管路メンテナンス年報の公表について」（令和6年10月24日付事務連絡）を参照されたい。
- ・ また、点検箇所となる箇所については、「圧送管における自由水面を有する区間での適切な施設管理について」（令和4年9月26日付事務連絡）も参考に、構造的な基準に合致しているか改めて確認した上で、点検実施計画に基づく計画的な点検をお願いする。なお、事業計画の管渠調書（第4表）に記載する「点検箇所の数」、および添付する主要な管渠の平面図に記載する「点検を行うためのマンホールの

位置」についても合わせて確認していただくようお願いする。なお、**腐食するおそれが大きい施設については、事業計画に記載する主要な管渠だけでなく、すべての管渠が対象となることに留意する。**

- 点検の結果、損傷や腐食その他の異状が確認された箇所については、テレビカメラなどによる調査、診断から劣化の度合いを確認し、**緊急度Ⅰとなった箇所については、速やかに措置する等、適切に対応すること。**加えて、これまでに実施した修繕・改築の状況なども勘案し、点検対象施設における腐食対策（防食や発生源対策等）についても検討されたい。なお、施設対策の検討、実施にあたっては、「下水道維持管理指針 実務編-2014 年版-（公益社団法人日本下水道協会）」や、「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き-2016 年版-（公益社団法人日本下水道協会）」を参考とされたい。

国土交通省令で定められている腐食するおそれが大きい排水施設の内容

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分に有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、**コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。**

- 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所

※平成27年の改正下水道法施行規則

※「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」において、対象箇所の選定方法を記載。

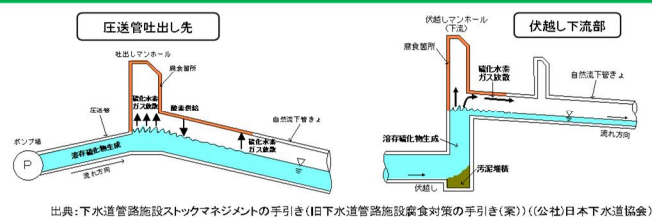
コンクリートの材質（耐酸性に優れたコンクリートを除く）であつて、

- ① 段差・落差の大きい箇所の気相部
- ② 圧送管吐出先部の気相部
- ③ 伏越し部の下流吐出部の気相部
- ④ その他腐食するおそれが大きい箇所

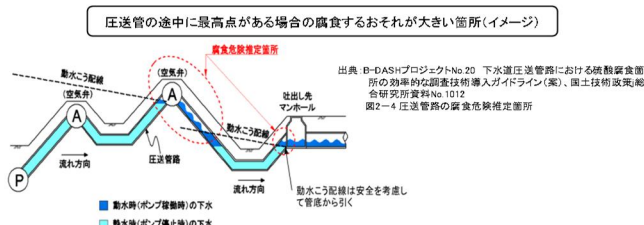
の箇所を参考に、各地方公共団体における腐食劣化の実績や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえ、対象箇所を選定する。
また、対象とする部位は管渠とマンホールである。

加えて、上記の排水施設の点検を行った場合に、

「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」を記録することを省令に定めている。



出典：下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（旧下水道管路施設腐食対策の手引き（案））（公社日本下水道協会）



出典：B-DASHプロジェクトNo.20 下水道圧送管における腐食腐食箇所の効率的な調査技術導入ガイドライン（案）、国土技術政策総合研究所資料No.1012 図2-4 圧送管の腐食危険箇所

2) 事業マネジメントの推進について

①下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン

- 下水道の持続的な機能確保をしつつ、時代の変化に即した下水道事業を実施していくため、**地方公共団体の実情や財政・人的資源の制約条件を踏まえ、避けて通ることができない施設の老朽化対策を起点とし、強靱化、脱炭素化、肥料利用等の各施策の目標と優先度を定めて、効率的に事業を実施する「事業マネジメント」に取り組んでいただきたい。**
- 具体的には、顕著な劣化があり機能確保のための速やかな対策を先送りにしたり、老朽化対策の際に耐震化や耐水化等をあわせて実施可能な場合において、十分な調整をせずに同じ規模・機能の施設に改築したりすることがないように、各施策の優先度と施策相互の調整を十分に考慮していく必要がある。
- 令和6年7月1日付け事務連絡「国官参水第43号、国水企第33号、国水下第13

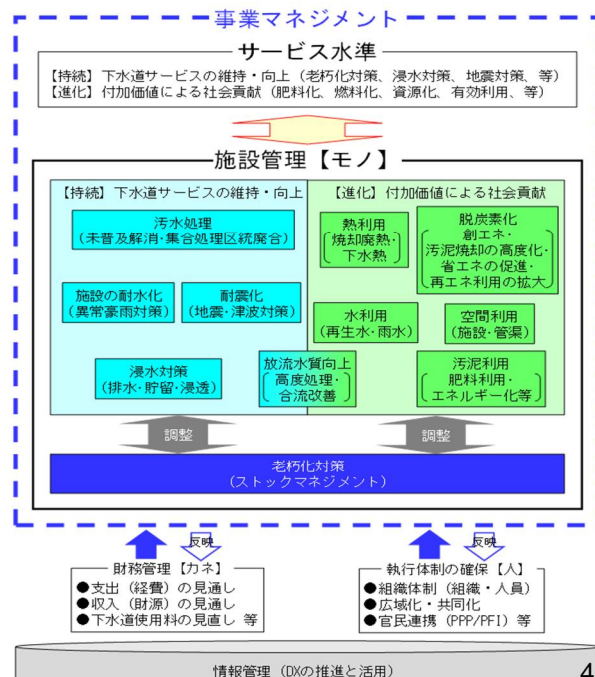
号下水道事業における事業マネジメントの推進について」にて「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン」を策定した。また、令和6年7月22日には地方公共団体向けの令和6年8月21日には関係団体向けの説明会を実施した。ガイドラインを参照して事業マネジメントの考え方を導入し、下水道の持続的な機能確保を図っていただきたい。さらに、「下水道事業における事業マネジメント事例集」をとりまとめ公表しているため、業務の参考とされたい。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_fr_000026.html

基本的な考え方(ポイント)

- ✓ 下水道事業の持続性を確保する観点から、施設の老朽化対策(機能維持)を怠りがしるにすることの無いよう留意する。
- ✓ 老朽化対策にあたっては、単に目先の対応ではなく、中長期的な観点から施設全体の改築計画を定め、施設の再編やダウンサイジング等を含めて検討する。
- ✓ 施設の改築や再編等にあたっては、広域化・共同化、浸水対策、地震対策、温暖化対策、肥料利用等、他の課題解決につながるよう、必要に応じてフルモデルチェンジの考え方をもちて検討する。

各地方公共団体においては、「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン」(令和6年7月)を参考に、各施策の目標と優先度を検討し、下水道法に基づく事業計画にその検討結果を反映する



②下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン

- ・ 平成28年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設し、以下を交付対象としているため、適切にご活用いただきたい。
 - ① 施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定に要する費用
 - ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築に要する費用
- ・ また、2050年脱炭素社会の実現に貢献していくため、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー」を令和4年3月に改訂。改訂したガイドラインでは、地球温暖化対策のため施設機能を向上させる事業を優先させることも含め、適切に長期的な改築事業のシナリオを設定することを明確にしている。併せて、「下水道施設の改築に係る運用について」(令和4年4月1日付事務連絡)にて、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等の規定に地球温暖化対策に係る規定を追加した。
- ・ 各下水道管理者においては、下水道事業マネジメントに取り組む中で下水道事業ストックマネジメント実施に関するガイドラインや事務連絡も参考とし、下水道施設全体の管理を最適化する中長期の事業量を見通し、計画的に施設更新を進めていただくようお願いする。

(4) 令和8年度概成に向けた未普及対策の推進について

1) 10年概成（令和8年度概成）に向けたアクションプランの点検・見直しについて

1) ー① アクションプラン点検・見直しの状況

- 令和8年度末までに、都道府県単位で污水处理人口普及率95%以上の達成を目標。この目標達成に向けて、下水道管理者は、污水处理手法の徹底的な見直しを図ったうえで、効率的に整備を実施。
- 令和5年度は、令和3年11月11日に発出した3省連名による事務連絡「污水处理施設の10年概成に向けたアクションプランの点検・見直しについて（依頼）※」のフォローアップを実施。アクションプランの点検については、令和3年度は10年概成の中間年度にあたっていたことから、これまでの5年間の状況を振り返るとともに、今後5か年の污水处理施設の整備について再確認を行うことを目的として令和3年度に点検を行い、その点検結果を踏まえ、令和5年度にアクションプランの見直し状況の把握（フォローアップ）を行った。
- 令和3年度の点検では、各都道府県において点検対象市町村を選定し、全国1719市町村の内、精査の結果964市町村（約56%）がアクションプランの点検を実施。点検を行った964市町村の内、精査の結果629市町村（約65%）がアクションプランの見直しを実施予定とされていた。
- 令和7年3月31日時点の見直し状況は、見直しを実施予定とされた629市町村の内、502市町村（約80%）で見直しを実施済み。

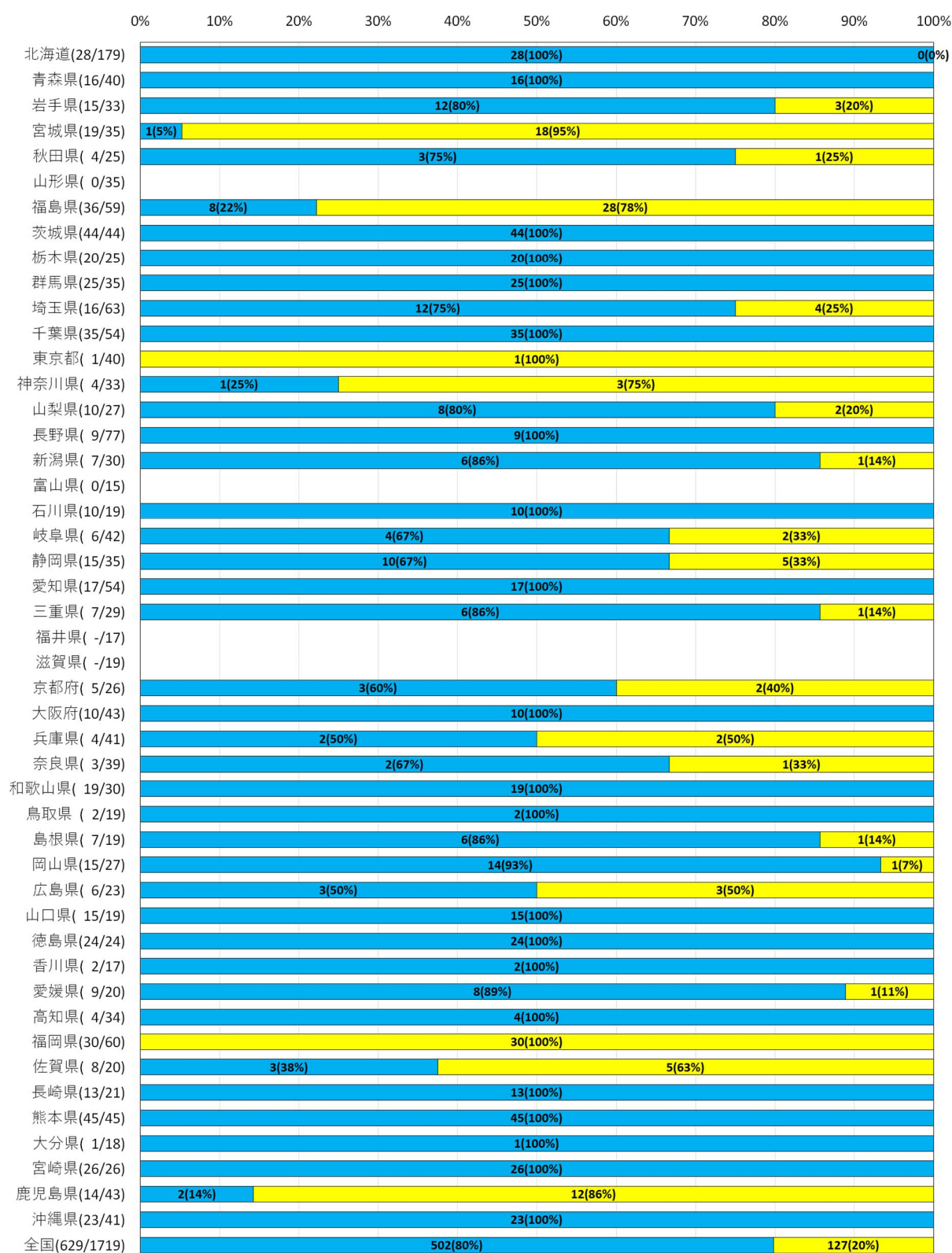
【※ 令和3年11月11日付事務連絡の内容】

- ・現時点でアクションプランに掲げた目標の達成が困難と考えられる市町村に対して、アクションプランの点検を依頼。
- ・また、アクションプランの点検を行った結果、その見直しが必要と判断された場合は、アクションプランの見直しを依頼。
- ・本事務連絡において、「アクションプランの見直しのポイント」として以下の通り提示。
 - ① 污水处理施設の整備区域の設定・見直しにあたっては、最新の人口動向やまちづくりの状況、各種污水处理施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案すること。
 - ② 今後5年間の事業量については、污水处理の早期概成を目指し、これまでの5年間の污水处理施設の整備状況（予算・普及率等）を踏まえた上で、適切に設定すること。
 - ③ 整備に長時間を要する地域については、既存の污水处理施設の設置状況を

勘案しつつ、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。

- ④ 汚水処理の概成の加速化を図るため、集合処理区域（下水道区域等）にあつては、国土交通省の国庫補助制度「下水道整備推進重点化事業（社会資本整備総合交付金）」等の活用を検討すること。個別処理区域（合併処理浄化槽等）にあつては、汚水処理未普及人口解消の課題となっている単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、環境省の国庫助成（循環型社会形成推進交付金）の活用を検討すること。
- ⑤ 令和２年４月に施行された改正浄化槽法において、浄化槽処理促進区域の指定制度や公共浄化槽制度等が創設されており、当該制度に基づく浄化槽整備の着実な実施について検討すること。

アクションプランの見直し結果（令和7年3月31日時点）



※(見直し実施予定の市町村数/全市町村数) ■見直しが完了した自治体数（割合） ■見直しが未完了の自治体数（割合）

2) 主な支援

2) -① 予算の重点化・拡充

○平成30年度予算から、アクションプランに基づく未普及対策を重点配分の対象としている。

○令和4年度予算では、下水道整備推進重点化事業を拡充。具体的には、下水道整備を加速化することによりアクションプランで定めた目標を達成可能な市町村を対象に、污水管に係る交付対象範囲を拡大。

○なお、これらは污水处理施設整備が概成していない市町村に限定。

2) -② 官民連携事業の導入

○未普及対策における官民連携事業の導入について、より実践的な検討手順等を示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル(案)」など関係資料について、国土交通省上下水道HPにおいて掲載しているので参考とされたい。

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000546.html>

○DB一括発注方式を採用した秋田県大館市の事例では、通常の発注方式（単年度、設計・施工単独）と比べ、事業費が1割程度削減されるとともに、事業期間が3割程度短縮できると試算している。

○未普及対策における官民連携事業の事例は次表のとおり。

未普及対策における官民連携事業の事例（令和6年3月31日時点）

都道府県	市町村	官民連携事業の方式	事業者の選定方法	契約年度	工事着手年度	完了予定年度	備考
岩手県	久慈市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2017	2018	2021	完了済
秋田県	大館市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2017	2018	2022	完了済
山形県	鶴岡市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2020	2021	2025	
山形県	鶴岡市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2024	2025	2028	
福島県	会津坂下町	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2023	2026	
福島県	郡山市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2024	2025	2026	
千葉県	市川市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2020	2022	2025	
千葉県	市川市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2021	2022	2024	
神奈川県	葉山町	DB方式	公募型プロポーザル方式	2018	2019	2022	完了済
静岡県	伊豆の国市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2023	完了済
静岡県	伊豆の国市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2024	2024	2026	
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2016	2016	2018	完了済
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2017	2017	2019	完了済
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2019	2019	2021	完了済
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2021	2021	2024	
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2023	2023	2025	
岐阜県	瑞穂市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2022	2026	
兵庫県	加古川市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2024	
島根県	浜田市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2023	2027	
佐賀県	鹿島市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2021	完了済※
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2023	完了済
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2021	2021	2025	※
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2023	2026	

※は民間活力イノベーション推進下水道事業を活用

2) -③ 下水道クイックプロジェクト

○地方公共団体における厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期かつ低コストで機動的な未普及解消のための新たな整備手法を検討するため、平成18年度から「下水道クイックプロジェクト」を創設し、14市町村において8つの技術の社会実験を実施。

○令和6年3月までに、13の市町村で社会実験が完了し、8つの技術が広く普及を図る技術として一般化。

○令和5年度においては、「工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）」を採用した北海道標茶町の技術を一般化することを目的として、令和6年3月に以下の技術利用ガイドを策定。

・下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド(案)～工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）編～

○下水道クイックプロジェクトの詳細や取組事例については、国土交通省上下水道HPにおいて公表しているので参考とされたい。

<<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13719728/www.mlit.go.jp/crd/sewerage/mifukyu/index.htm>>

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000796.html>

整備手法のコスト縮減事例

技 術		コスト縮減事例	備 考
クイックプロジェクト技術	流動化処理土による施工	18%縮減	比較する従来工法には、軟弱地盤として路面沈下による舗装修繕費用を含む
	クイック配管（露出配管、簡易被覆、側溝活用による施工）	12～82%縮減	
	道路線形に合わせた施工	17～21%縮減	
	改良型伏越しの連続採用	29～68%縮減	縮減率68%については、改良型伏越し採用によるルート変更の縮減効果も含む
	発生土の管きよ基礎への応用	3%縮減	
	小規模処理施設	工場製作型極小規模処理施設（接触酸化型）	北海道苫前町は、個別処理と比較（60%縮減） 北海道安平町、遠軽町は、既存の別処理施設に移送する管渠及びポンプ施設を対象として比較（35～36%縮減）
		極小規模処理施設（PMBR）	PODと比較
		工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）	塘路終末処理場（膜分離活性汚泥法）と比較

2) -④ 未普及対策の好事例集

○未普及対策をより一層推進するため、都道府県構想やアクションプランから好事例を抽出し、国土交通省上下水道HPに掲載している。

<<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001395022.pdf>>

(5) 汚水処理における広域化・共同化の推進について

1) 広域化・共同化の取組

職員の減少や施設の老朽化等が顕在化している中、持続的な下水道事業の運営体制確立に向けて、行政界を超えた複数の地方公共団体間における広域化・共同化、さらには、他分野との連携を一層図ることにより、スケールメリットを活かしながら、限られた人材の有効活用や管理の効率化を図ることが重要である。

このようなことから、国土交通省としては、地方公共団体での広域化・共同化の取組を促進しており、平成 30 年 1 月に関係 3 省（総務省、農林水産省、環境省）と連名で、全ての都道府県における令和 4 年度までの「広域化・共同化計画」策定を要請し、令和 4 年度末までに全ての都道府県で「広域化・共同化計画」が策定された。

具体的な目標として、令和 3 年度から令和 7 年度までに、統廃合によって廃止される汚水処理施設（下水道、集落排水、コミュニティプラント）の数として 300 箇所を目標に設定し、令和 5 年度末時点で 244 箇所の統廃合が実施された。

広域化・共同化の更なる推進のため、汚水処理関係 4 省が連携し、「広域化・共同化計画実施マニュアル」（令和 6 年 4 月）を策定した。

「広域化・共同化計画実施マニュアルの策定について」（令和 6 年 4 月 15 日付事務連絡）を発出したところであり、各都道府県及び下水道管理者におかれてはマニュアルを活用し、都道府県を起点とした進捗管理を実施しながら、計画に位置付けられた事業メニューを実行するために、引続き相互に連携のうえ、広域化・共同化の着実な実施に取り組むようお願いする。

2) 主な支援

① 事例集の更新

国土交通省では、広域化・共同化の導入促進を図るため、平成 30 年 8 月に「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を公表しており、令和 6 年度のモデル地域の支援の中で得られた知見を含めた事例や掲載していた事例の時点更新し、公表。この追加によって、全事例の掲載。引き続き、先進的な事例があれば随時追加していく予定。

〈https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000577.html〉

② 「広域化・共同化計画実施マニュアル」の策定

国土交通省は、汚水処理関係 3 省と連携し、「広域化・共同化計画実施マニュアル」を令和 6 年 4 月に策定した。マニュアル記載内容の主なポイントは

- CAPD の 4 ステップを繰り返し、取組内容の拡大、高度化による広域化・共同化の深化を図る考え方を記載
- 都道府県を起点とした進捗管理の重要性を明記した上で、最低限行うべき進捗管理の方法・進捗管理表を明示
- 計画変更の考え方を記載
- 事業統合等の取組を汚水処理事業で実施する場合の論点を整理し記載
- 広域化・共同化の各種取組の事業化フローを示し、事業を進める上での留意事項を整理し記載

③ 令和7年度の取組

・下水道事業の広域化・共同化推進に向けたモデル地域における検討支援

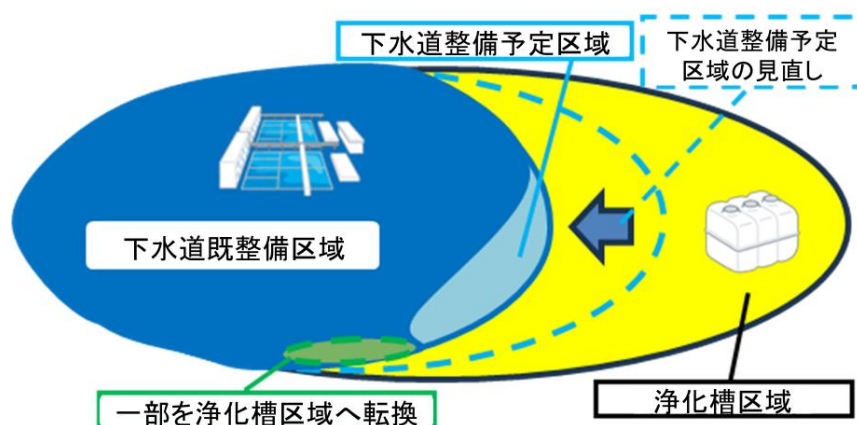
下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けて、令和6年度に引き続き、モデル地域において、広域化・共同化計画に位置付けたメニューの着実な実施に向けた検討支援、または計画に位置付けていないメニューの案件形成を行うとともに、下水道既整備区域における下水道から浄化槽への転換の取組などの課題抽出と解決方策・事業スキームの検討を行うことで、先進的な広域化・共同化の検討を支援し、得られた知見を全国に水平展開する予定。

なお、令和7年度より、人口減少や災害復旧を踏まえた最適な汚水処理手法を選択できるよう、下水道既整備区域において、経済性を考慮して下水道から浄化槽に転換する場合、下水道管の撤去等に必要な費用を支援対象に追加。

【下水道における集約型と分散型の適切な役割分担】

- 一般的に、人口が密集した地域では集約型システムが、人口が少ない地域では分散型システムが有利。
- 汚水処理においては、従来から、下水道と農業集落排水、浄化槽の役割分担を定める「都道府県構想」にもとづき地域ごとに汚水処理施設の整備を推進。
- 今後、人口減少が進む中、地域によっては下水道区域を浄化槽区域に見直すとともに、水道においても分散型システムの技術開発等を進め、集約型と分散型の適切な役割分担を推進。

○汚水処理整備手法の見直しイメージ



(6) DXの推進について

1) 下水道DXの推進について

下水道事業の持続性確保や市民サービスの向上等を図るため、データとデジタル技術の活用基盤を構築し、さらにこれを徹底活用することで、業務そのものや、組織、プロセスを変革する下水道DXを推進していく必要がある。

各下水道管理者におかれては、社会経済情勢の激しい変化に対応し、安全で快適な生活を実現していくため、DXに積極的に取り組んでいただきたい。

2) 上下水道DX推進検討会

- 第8回デジタル行財政改革会議(議長:内閣総理大臣)(令和6年11月12日)にて、上下水道DXによる持続性確保について検討指示。
- 上下水道DXの推進に向けた具体的方策を検討するため、関係省庁、学識者、地方公共団体等の幅広い参加者が参画する上下水道DX推進検討会(委員長:山村寛 中央大学教授)を12月25日に設置。

現状・課題

- 現場の担い手不足が加速し、老朽化する施設の維持更新需要の増大に対応できない状況が全国で進展。
- 能登半島地震においても、耐震化の遅れ等により上下水道インフラの復旧が遅れ、生活再建に支障。
- 各自治体においては、長年にわたり工夫が重ねられた結果、業務実施やデータ管理等の手法が様々に発達。
- 上下水道インフラ・サービスを維持するためには、デジタル技術を活用しながら、優れた成果の出ている業務実施手法等を具体化し、水平展開を図ることが必要。

上下水道DX推進検討会(令和6年12月～)

検討テーマ	主な検討内容
1. 業務の共通化	① 共通する業務の抽出 ② 各業務における優れた事例及びDX技術の整理 ③ 優れた事例の業務ノウハウを分析・共通化
2. 情報整備・管理の標準化	① 上下水道事業の情報整備・管理のあり方を検討 ② 既存のガイドラインや標準仕様等の課題整理(必要に応じてそれらの改訂方針を検討) ③ 情報整備・管理の標準化等の促進策を検討
3. DX技術実装	① 上下水道DX技術カタログの内容・周知方法 ② 自治体とスタートアップ企業等との連携促進方策
4. 現状可視化	① 政策ダッシュボードで取り扱う指標の検討 ② 公表のイメージ(見やすさ、分かりやすさ)の検討

2

今後の予定(上下水道DX推進検討会)

令和7年5月

最終とりまとめ

3) 上下水道DX技術カタログ

上下水道施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少などが急速に進む中、将来にわたり上下水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させる上下水道DXの推進が重要である。

令和6年7月に岸田総理（当時）から、「メンテナンスの効率化を抜本的に向上させることが可能となる上下水道DX技術のカタログを本年度中に策定し、今後5年程度で標準装備を進めていきたいと考えています。」と発言があった。

そこで、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けたデジタル技術の導入を後押しするために、「上下水道DX技術カタログ」を策定し令和7年3月に公表した。本カタログは、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資するデジタル技術のうち、「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できる技術を掲載対象としており、既に実用化され国内で導入実績のある119技術を取りまとめたものである。

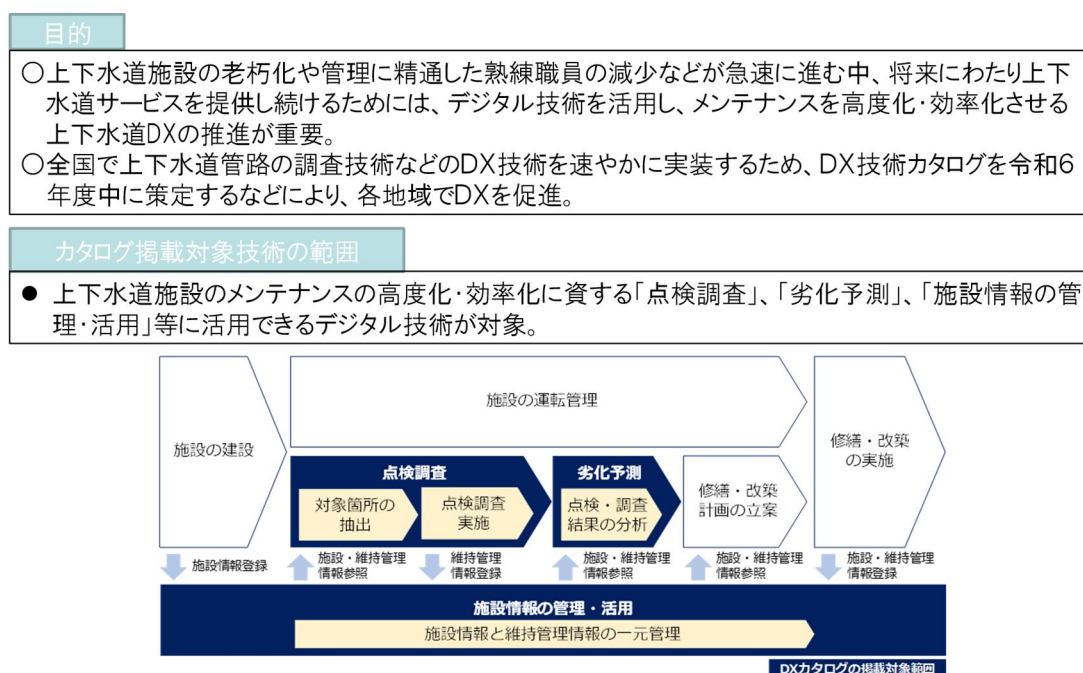
第9回デジタル行財政改革会議（令和7年2月20日）では、石破総理から「人工衛星データやドローンなどを用いた漏水検知、地中の管路内部の点検等のDX技術について、今後5年程度で全国で実装するという目標を大幅に前倒しし、できる自治体から速やかに実装を進め、3年程度で全国で標準実装できるよう取り組んでください。」と指示があった。

デジタル技術の速やかな実装に向けて、カタログを積極的に活用し、デジタル技術の導入検討をお願いしたい。

○上下水道DX技術カタログ

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/jyouge_dx/index.html

（公開先QRコード）



4) 下水道管路施設の台帳電子化について

管路施設については、令和9年度以降の改築に際しての交付要件が定められており、交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理していることが必要となる。

このため、令和4年度に創設した「下水道情報デジタル化支援事業」（対象：公共下水道等全ての管路施設、補助率：1／2、期間：令和8年度まで）を活用するなど管路施設の台帳電子化を図っていただきたい。なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において「管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合」（令和5年度末：50%）を令和7年度に100%にすることを目標としており、令和7年度から台帳をクラウド化するために必要な経費を補助できるような制度を拡充したところである。

また、令和5年度に運用を開始した「下水道共通プラットフォーム」（日本下水道協会）の活用についてもあわせて検討いただきたい。

- 迅速な災害時調査や広域連携に向けたデータ共有の円滑化のため、台帳をクラウド化するために必要な経費を補助。

背景・課題

- 令和6年能登半島地震対応において、被災自治体の上下水道の台帳は電子化（PDF等）されていたものの、電子的な位置情報がない（GISデータでない）、クラウド化されていないことが原因で、被災状況調査、データのとりまとめ、被災情報の共有等に手間と時間を要した。
- 災害対応の他、広域連携の円滑化・迅速化に資するため、クラウド化を進め、台帳情報の共有化を図る必要。



降雪の中での被災状況調査

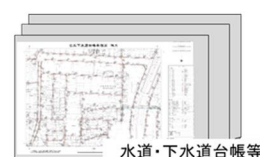
- （クラウド化されていないことによる課題）
- ・紙様式への打ち出しに時間を要する
 - ・紙様式の汚損
 - ・位置情報が不明確
 - ・集計と結果共有に手間と時間を要する 等



タブレットを活用した点検調査
（一部で実施）

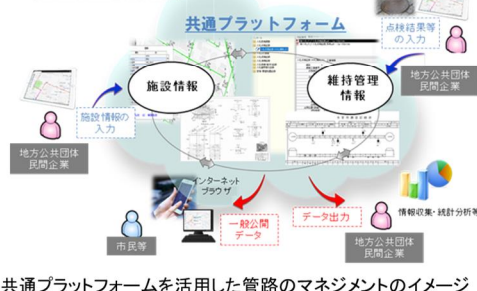
概要

- 台帳をクラウド化するために必要な経費を補助



水道・下水道台帳等

デジタル化を支援



共通プラットフォームを活用した管路のマネジメントのイメージ

下水道共通プラットフォーム（愛称：すいすいプラット）

- すいすいプラットは、「下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き ver. 5」に準拠した公益社団法人日本下水道協会が提供するクラウド型の下水道管路の台帳情報管理システムで、令和5年4月より運用を開始。
- 地方公共団体等が作成した下水道管路施設の施設諸元や維持管理情報などの下水道に関するデータを保管するとともに、その情報を表示・検索等のサービスを提供。
- これにより、地方公共団体による台帳電子化の取組を促進し、持続的な下水道事業の運営を支援

すいすいプラットの特徴

クラウドにより、安くて安全なサービスを提供

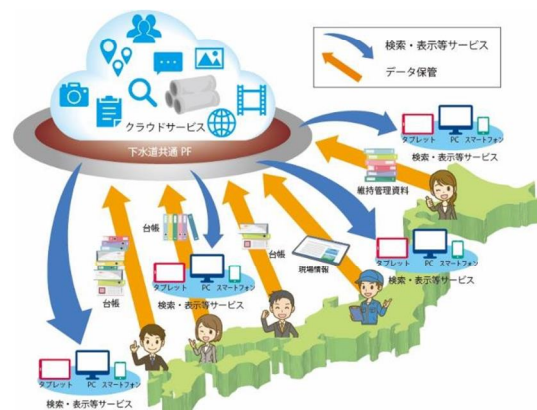
- GIS台帳システムとしての基本的な機能を保有
- 多くの地方公共団体の利用により安価でサービス提供
- クラウドによる管理で災害に強い（クラウドとは別に東京・大阪の2カ所でバックアップ）

LG-WANで利用可能なシステム

- セキュアな行政専用ネットワークであるLG-WANとオープンなインターネットのいずれでも利用可能（LG-WANを管轄するJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から参加資格を得てサービスリストへも登録済み）
- 自席で台帳の確認や維持管理情報の管理が可能

最新の標準仕様に準拠

- 「下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver. 5」に準拠
- 地図上に下水道施設や下水道区域等の情報を搭載するとともに、施設情報に紐付けて維持管理情報等を搭載することが可能



すいすいプラットのイメージ

5) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン

効率的な施設管理等を図るため、下水道施設の諸元情報や維持管理情報等をデジタル化し、施設の現状の把握やリスク評価等に利用が可能なようにしておくことが有効であり、第5次社会資本整備重点計画では、「管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合」（令和5年度末：50%）を令和7年度に100%にすることを目標としている。

取組を推進するため、情報管理及びシステム運用方法を整理するとともに、点検・調査や修繕・改築に対し、情報をどのように活用すべきかについて標準的な考え方を整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）」（令和2年3月、国土交通省）及び「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（処理場・ポンプ場施設編）」（令和3年3月、国土交通省）を策定。また、公益社団法人日本下水道協会にて、管路施設に関する「下水道台帳管理システム標準仕（案）・導入の手引き Ver. 5」（令和3年9月）、処理場・ポンプ場施設に関する「下水処理場・ポンプ場施設台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き」（令和5年8月）を発刊しているため、データベースの構築やデータ蓄積の際に参考としていただきたい。

6) 下水道DXに関する参考情報

○ 下水道分野におけるDX技術導入に関する検討事例集について

令和6年度に整理した下水道DXに関する自治体での取組事例について、「下水道分野におけるDX技術導入に関する検討事例集」として公表しているので、取組の参考としていただきたい。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000603.html

○ B-DASHプロジェクトについて

B-DASHプロジェクトにより、AIやICTを活用した技術の実証事業と普及展開を目的としたガイドラインを策定しているところ。B-DASHガイドラインを活用し、積極的に技術導入を図り、現場の安全性や効率性の向上に努められたい。

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）：

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html

○ BIM/CIMの導入促進について

下水道事業に携わる関係者（発注者、受注者等）がBIM/CIMを円滑に導入できるよう「BIM/CIM活用ガイドライン（案）（下水道編）」を令和3年3月に策定したところ。

BIM/CIM活用ガイドライン（案）（下水道編）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html

BIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設（処理場、ポンプ場等）設計等については交付対象としているため、BIM/CIMモデルの積極的な活用をお願いしたい。

《日本下水道事業団による「下水道BIM/CIMライブラリ」の公開》

下水道事業の設計・施工では、他事業に比べてBIM/CIMモデルの活用が進んでいないのが実情であり、この主な原因の一つとして、下水道施設では他事業で使われない特有の機器や材料が多く、そのオブジェクト（機器や材料を3次元モデル化したもの）の整備が十分でないことが考えられる。

日本下水道事業団では、このような課題に対応するため、下水道施設特有の機器や材料のオブジェクトの作成・収集を行い、「下水道BIM/CIMライブラリ」を構築した。このライブラリから下水道施設特有のオブジェクトを入手（無料）することで、BIM/CIMモデルを活用した空間調整やその他の検討を効率的に行うことが可能となることから参考にされたい。

<https://www.jswa.go.jp/topics/2025pdf/20250227kisyu.pdf>

○ 下水道全国データベースについて

下水道全国データベース（G-NDB）は、H28年4月より運用していたが、利用状況等を踏まえ、令和7年2月末日をもって、利用者のニーズに合わせた形で再編することとなった。「情報共有」の機能は下水道データ室へ統合し、「調書収集」の機能は令和6年度よりシステム再編に向けて検討を開始しているところ。

(7) 下水道工事等の適切な執行について

1) 働き方改革

ア 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

平成26年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手3法」）。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られた。

また、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正等の新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実するため、令和元年に「新・担い手3法」として、品確法と建設業法・入契法が一体的に改正された。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少が著しく、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務である。これらの課題に対応し、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とし、令和6年に「第三次・担い手3法」として、品確法と建設業法・入契法が改正された。

これらの改正を踏まえ、発注体制や地域の実情に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に執行いただきたい。

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

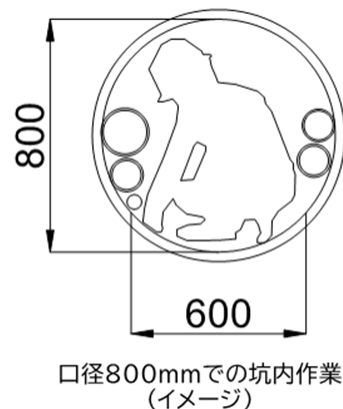
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

イ 下水道管坑内作業環境の改善

- ・坑内労務基準が 600mm から 800mm へ変更された通達から約 50 年が経過。

※「下水道整備工事、電気通信施設建設工事等における労働災害防止について」
(S50.4.7 基発第 204 号)

- ・一方、昔に比べ人の体格も大きくなっていることや機械化の進展など、環境は大きく変化していることから、坑内作業環境を改善していく必要がある。
- ・坑内労務基準は、建設工事や管更生工事、清掃・調査業務など、様々な作業分野に影響。
- ・国交省としては、坑内作業について、極力、人が立ち入らなくても行えるようにすることを目指し、まずは最小入坑管径について、業界団体と連携しながら、拡大を図っていくこととした。
- ・今後、作業員の安全確保や現場の担い手確保のため、新技術や DX などを活用し、坑内作業環境の改善を図っていく。



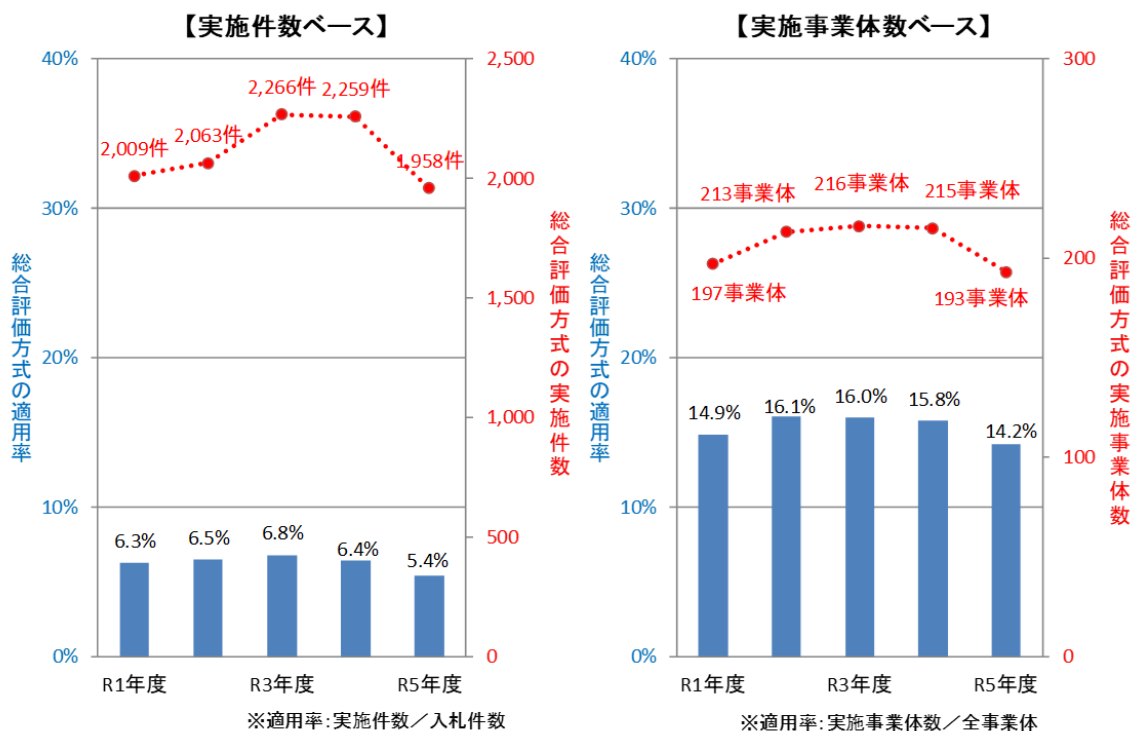
2) 下水道事業の執行

令和6年度補正予算および令和7年度当初予算の執行に当たっては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、円滑かつ適切な執行をお願いします。なお、技能労働者の適正な賃金水準の確保に向けた新労務単価の早期活用、適正な工期設定と必要経費の確保、法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等を行うなど、必要な措置を適切に実施いただきたい。

ア 入札及び契約の適正化

ア) 多様な入札契約の選択・活用

工事及び業務の発注においては、令和7年2月に改正した「発注関係事務の運用に関する指針」（詳細は国土交通省大臣官房技術調査課 HP 参照）及び自らの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努められたい。



下水道事業における総合評価方式の取り組み状況（工事） 令和5年度実績

資料）国土交通省上下水道審議官グループ調べ

<主な契約方式>

契約方式		概要
事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式	工事、業務のみを発注する方式	確定した仕様により、施工や設計のみを発注する方式
	設計・施工一括発注方式（DB方式）	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
	詳細設計付工事発注方式	構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）	設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で、工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）
	維持管理付工事発注方式	施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式
	設計・施工・維持管理一括発注方式（DBO方式）	設計と施工を一括して発注することに加え、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する方式
工事の発注単位に応じた契約方式	包括発注方式	既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式
	複数年契約方式	継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり、一つの契約により発注する方式
発注者の支援対象範囲に応じた契約方式	CM方式	対象事業のうち、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式
	事業促進PPP方式	調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

<特定者又は落札者の選定方法>

選択方法	工事（落札者）	業務（特定者又は落札者）
価格競争方式	発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式	
総合評価落札方式	技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式	事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務
技術提案・交渉方式	技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式	
段階的選抜方式	競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式	
プロポーサル方式		内容が技術的に高度な業務や専門的な技術が要求される業務、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であ

		って、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務
コンペ方式		対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

イ) 適正な予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるために、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算の実施に努められたい。

なお、令和6年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価 (<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001864366.pdf>) が決定されているので、参考とされたい。

ウ) ダンピング対策の強化、予定価格等の事後公表

① ダンピング対策の強化

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。

② 予定価格等の事後公表

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることに鑑み、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とするようお願いする。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表を取りやめる等の適切な対応を行うようお願いする。

⑦ 予定価格の公表時期

令和6年度調査									
		団体数	全案件事後公表		全案件事前公表		全案件非公表		事後公表・事前公表併用
国		19	17	(89.5%)	0	(0.0%)	1	(5.3%)	0
特殊法人等		121	115	(95.0%)	0	(0.0%)	2	(1.7%)	2
地方公共団体	都道府県	47	18	(38.3%)	13	(27.7%)	0	(0.0%)	16
	指定都市	20	6	(30.0%)	4	(20.0%)	0	(0.0%)	10
	市区町村	1,721	654	(38.0%)	649	(37.7%)	73	(4.2%)	303
合計		1,928	810	(42.0%)	666	(34.5%)	76	(3.9%)	331

※回答対象：全ての団体

(参考) 令和5年度調査											
		団体数	全案件事後公表		全案件事前公表		全案件非公表		事後公表・事前公表併用	原則事後公表 (一部事前公表)	原則事前公表 (一部事後公表)
国		19	17	(89.5%)	0	(0.0%)	1	(5.3%)	0	0	1
特殊法人等		121	115	(95.0%)	0	(0.0%)	2	(1.7%)	2	0	2
地方公共団体	都道府県	47	18	(38.3%)	13	(27.7%)	0	(0.0%)	8	4	0
	指定都市	20	6	(30.0%)	4	(20.0%)	0	(0.0%)	9	1	0
	市区町村	1,721	653	(37.9%)	643	(37.4%)	74	(4.3%)	188	44	81
合計		1,928	809	(42.0%)	660	(34.2%)	77	(4.0%)	207	49	85

⑧ 予定価格の積算内訳の公表

令和6年度調査						(参考) 令和5年度調査					
		団体数	公表		非公表	団体数	公表		非公表		
国		19	7	(36.8%)	12	(63.2%)	19	7	(36.8%)	12	(63.2%)
特殊法人等		121	63	(52.1%)	58	(47.9%)	121	63	(52.1%)	58	(47.9%)
地方公共団体	都道府県	47	37	(78.7%)	10	(21.3%)	47	37	(78.7%)	10	(21.3%)
	指定都市	20	17	(85.0%)	3	(15.0%)	20	17	(85.0%)	3	(15.0%)
	市区町村	1,721	224	(13.0%)	1,497	(87.0%)	1,721	216	(12.6%)	1,505	(87.4%)
合計		1,928	348	(18.0%)	1,580	(82.0%)	1,928	340	(17.6%)	1,588	(82.4%)

※回答対象：全ての団体

予定価格等の公表時期について

令和6年度における公共工事の発注者による入札契約の適正化を図るための取組の実施状況

(令和6年7月1日付、国土交通省、総務省、財務省)より抜粋

調査対象機関：国19機関、特殊法人等121法人
地方公共団体(47都道府県 20指定都市1,721市区町村)
調査対象時点：令和6年7月1日現在

エ) 設計変更・契約変更等の適切な実施

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合などにおいて必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

オ) 適正な工期設定

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることをできない罰則付きの時間外労働の上限規制の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工事を通じた週休2日のみならず、月単位での週休2日の実現に向け、対応を充実するよう努めること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。なお、すべての下水道工事において反映可能。

また、国交省の直轄工事では、令和7年度より、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）を推進し、取り組むこととしている。こうした取組を行うことは地方公共団体にも周知しているため、下水道事業においても適切に対応すること。

カ) 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがある。

また、今般、公正取引委員会による「独占禁止法上の「優先的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあると示されている。

このため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取る等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月
の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を
設定している場合にあつては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を
踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応

をとること。

- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。

- 最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
- 工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。
- 今後契約する工事については、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を設定するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

また、機械・電気設備工事の機器費についてもスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。なお、スライド額の算出には、特別調査、見積り、物価指数の変動率の活用などがある。

キ) その他

①工事一時中止

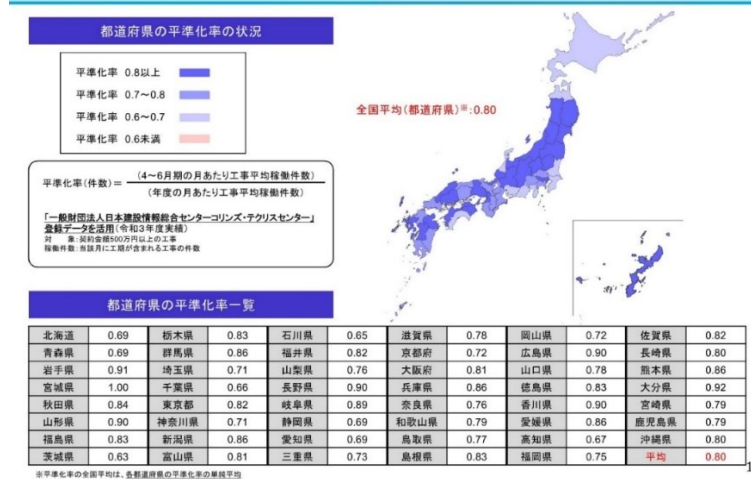
工事発注において、工事用地の確保や占用事業者等協議などの関係機関協議を調べ、適正な工事を確保し発注を行う事が基本であるが、受注者の責に帰すことが出来ない事由により施工が出来ないと認められる場合には、発注者は工事の全部または一部の中止を速やかに書面で命じなければならない。

一時中止の指示を行っていない場合、現場管理費等の増加や配置技術者の専任への障害が生じるといった指摘があり、適切な対応を行うようお願いします。また、土木・建築工事の不調不落・工程遅れ等の事由により、関連する機械・電気設備工事にて製作した機器類の工場保管などが生じる事態を防ぐために、土木・建築工事の工程を確認の上、機械電気工事を発注する等、適切な対応をお願いします。

②施工時期の平準化

施工時期の平準化については、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずること。

平準化率の状況（都道府県）



国土交通省 HP 「地方公共団体における平準化の状況」 令和 5 年 1 月より

イ 工事実施に当たっての留意点

ア) 前金払い等支払いの適正化

前払い金制度の適切な運用、支払い手続きの迅速化

イ) 監理技術者制度等の適正な運用

監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、工事現場への専任は要しない場合があるため、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 令和 7 年 1 月 28 日）の 3(3) 監理技術者等の専任期間を参照し適切な対応をとること。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

ウ) 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成 26 年 2 月）」により、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされ、工事現場の相互の間隔が緩和されているので注意されたい。なお、この通知により「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について（平成 25 年 9 月）」は、廃止されている。

また、現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について、平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10

条第3項)が追加されたことを踏まえ、引き続き適切に運用するようお願いする。

【関連通知文書等】

- 「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組について」 (令和5年4月)
- 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について」 (令和5年3月)
- 「公共工事の円滑な施工確保について」 (令和6年12月)
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」 (令和6年12月)
- 「監理技術者制度運用マニュアルの改定」 (令和7年1月)
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改定」 (令和6年12月)
- 「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について」 (令和4年6月)
- 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」 (令和6年12月)
- 「令和6年度国土交通省所管事業の執行について」 (令和6年4月)
- 「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」 (令和4年4月)
- 「法定福利費の適切な支払いのための取組について(参考)」 (令和4年4月)
- 「下水道機械・電気設備工事における「予定価格に占める法定福利費概算額」の算定について」 (令和4年3月)
- 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法の改定について」 (令和3年2月)
- 「発注関係事務の運用に関する指針」 (令和7年2月)
- 「下水道工事における一括下請負の禁止について」 (平成28年11月)
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における条件明示の考え方(案)」 (平成23年3月)
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」 (平成22年6月)

3) 品質確保等に資する資格などの活用

ア 設計者等の資格について

設計又は工事の監督管理や維持管理を行う者の資格については、下水道法施行令を遵守されるようお願いする。

イ 業種区分の考え方について

建設業の許可は業種別に行うこととなっており、「建設業許可事務ガイドラインについて」（最終改正 令和7年2月1日国不建第161号）に業種区分の考え方が示されているので確認されたい。

ウ 国土交通大臣登録資格について

公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、技術士等の国家資格に加え、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国土交通省が民間資格を登録する制度を運用しているところ。下水道分野においても5つの資格が登録されており、技術士等の国家資格や国土交通大臣登録資格を活用し、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に努めていただきたい。

<参考>

- ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」については、次の URL に掲載されている。

(<http://www.mlit.go.jp/tec/content/001864685.pdf> (令和7年2月14日時点))

対象施設分野	対象業務	対象技術者	資格の名称	所管団体
下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
	点検	担当技術者	下水道管路管理専門技士 調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM（下水道）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	管更生技士（下水道）	一般社団法人 日本管更生技術協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	下水道管路管理総合技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

エ その他

各種発注者支援データベース等の活用をお願いする。また、推進工事の専門的で高度な技能、技術を評価している推進工事技士資格（（公社）日本推進技術協会）や産業洗浄技能士（厚労省認定国家資格）の活用や、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー（公社）日本下水道協会」に記載されている、管きよ更生工事の施工管理に関する資格の活用等により品質確保に努めていただきたい。

＜参考＞令和5年度資格者制度の活用状況

計 132

計 13

下水道管路管理技士			
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
北海道 北海道 北海道 北海道 青森県 青森県 岩手県 宮城県 山形県 山形県 福島県 福島県 茨城県 茨城県 茨城県 茨城県 茨城県 群馬県 群馬県 群馬県 埼玉県 埼玉県 埼玉県 埼玉県 埼玉県 埼玉県 埼玉県 埼玉県 千葉県 千葉県 千葉県 千葉県 千葉県 千葉県 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 神奈川県 神奈川県 神奈川県 神奈川県 神奈川県 神奈川県 新潟県 新潟県 富山県 富山県 石川県 福井県 福井県 福井県 山梨県 長野県 長野県 長野県 静岡県 静岡県 静岡県 静岡県	札幌市 函館市 旭川市 恵庭市 弘前市 おいらせ町 釜石市 村田町 鶴岡市 福島市 須賀川市 水戸市 笠間市 つくば市 阿見町 日立・高萩広域下水道組合 前橋市 高崎市 太田市 富岡市 川越市 春日部市 狭山市 蕨市 北本市 八潮市 三芳町 市川市 柏市 市原市 四街道市 八街市 白井市 立川市 武蔵野市 町田市 日野市 東村山市 羽村市 あきる野市 相模原市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 海老名市 座間市 寒川町 新潟市 糸魚川市 富山市 南砺市 金沢市 福井市 鯖江市 九頭竜川流域 南アルプス市 長野市 塩尻市 富士見町 浜松市 熱海市 伊東市 富士市 長泉町	北海道 宮城県 山形県 福島県 千葉県 東京都 東京都 福井県 山梨県 静岡県 愛知県 広島県 山口県	札幌市 美里町 田村市 鎌ヶ谷市 日野市 多摩市 九頭竜川流域 甲府市 静岡市 豊橋市 広島市 宇部市

入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」
愛知県 愛知県 愛知県 愛知県 三重県 三重県 三重県 三重県 滋賀県 京都府 京都府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 奈良県 奈良県 奈良県 奈良県 鳥取県 鳥根県 鳥根県 鳥根県 岡山県 岡山県 広島県 広島県 広島県 広島県 山口県 山口県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 福岡県 福岡県 福岡県 福岡県 福岡県 佐賀県 佐賀県 長崎県 熊本県 熊本県 熊本県 大分県 大分県 宮崎県 鹿児島県 鹿児島県 沖縄県	名古屋市 一宮市 豊川市 豊田市 四日市市 名張市 いなべ市 大津市 城陽市 大山崎町 堺市 高槻市 守口市 富田林市 河内長野市 大東市 箕面市 東大阪市 神戸市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加東市 播磨高原広域事務組合 大和郡山市 葛城市 宇陀市 川西町 鳥取市 松江市 出雲市 雲南市 岡山市 井原市 広島市 呉市 福山市 府中町 下松市 光市 平生町 徳島市 高松市 四国中央市 いの町 福岡市 大牟田市 豊前市 宗像市 古賀市 うきは市 芦屋町 佐賀市 鳥栖市 大村市 熊本市 玉名市 山鹿市 益城町 大分市 別府市 日向市 鹿児島市 大崎町 那覇市	

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和6年度）集計結果より

計 36

計 11

推進工事技士			
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
福島県	双葉町	北海道	札幌市
栃木県	茂木町	宮城県	美里町
埼玉県	所沢市	福島県	田村市
千葉県	鎌ヶ谷市	千葉県	鎌ヶ谷市
神奈川県	横浜市	東京都	多摩市
新潟県	燕市	静岡県	湖西市
福井県	福井市	広島県	東広島市
福井県	敦賀市	山口県	下関市
長野県	塩尻市	山口県	宇部市
静岡県	浜松市	高知県	高知市
静岡県	袋井市	福岡県	大牟田市
三重県	鈴鹿市		
三重県	名張市		
三重県	菰野町		
京都府	宇治市		
大阪府	貝塚市		
奈良県	斑鳩町		
和歌山県	和歌山市		
和歌山県	紀の川市		
島根県	益田市		
島根県	江津市		
岡山県	岡山市		
徳島県	徳島市		
徳島県	鳴門市		
徳島県	板野町		
香川県	さぬき市		
愛媛県	四国中央市		
高知県	高知市		
福岡県	福岡市		
福岡県	大牟田市		
福岡県	久留米市		
福岡県	豊前市		
福岡県	古賀市		
長崎県	長崎市		
宮崎県	日南市		
沖縄県	沖縄市		

計 8

計 3

産業洗浄技能士			
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
北海道	黒松内町	宮城県	美里町
福島県	会津美里町	福島県	田村市
埼玉県	所沢市	東京都	多摩市
広島県	福山市		
愛媛県	四国中央市		
福岡県	豊前市		
福岡県	太宰府市		
沖縄県	那覇市		

計 81

計 10

計 70

計 8

下水道管路更生管理技士			
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
北海道	札幌市	北海道	札幌市
北海道	函館市	宮城県	美里町
北海道	恵庭市	福島県	田村市
青森県	弘前市	東京都	狛江市
青森県	藤崎町	東京都	多摩市
宮城県	村田町	山梨県	甲府市
山形県	鶴岡市	静岡県	静岡市
山形県	天童市	愛知県	豊橋市
山形県		岡山県	岡山市
福島県	会津若松市	広島県	広島市
茨城県	水戸市		
茨城県	つくば市		
群馬県	前橋市		
群馬県	高崎市		
群馬県	太田市		
群馬県	みどり市		
埼玉県	川越市		
埼玉県	春日部市		
埼玉県	狭山市		
埼玉県	蕨市		
埼玉県	八潮市		
千葉県	四街道市		
東京都	武蔵野市		
東京都	町田市		
東京都	狛江市		
神奈川県	相模原市		
神奈川県	平塚市		
神奈川県	茅ヶ崎市		
新潟県	新潟市		
新潟県	五泉市		
福井県	福井市		
長野県	長野市		
長野県	飯田市		
長野県	塩尻市		
岐阜県	池田町		
静岡県	浜松市		
静岡県	熱海市		
静岡県	伊東市		
静岡県	富士市		
愛知県	名古屋市		
愛知県	岡崎市		
愛知県	一宮市		
愛知県	豊川市		
愛知県	豊田市		
愛知県	田原市		
愛知県	清須市		
三重県	四日市市		
三重県	いなべ市		
京都府	京都市		
京都府	宇治市		
大阪府	堺市		
大阪府	高槻市		
大阪府	守口市		
大阪府	大東市		
大阪府	高石市		
大阪府	東大阪市		
兵庫県	神戸市		
兵庫県	西宮市		
兵庫県	芦屋市		
兵庫県	宝塚市		
兵庫県	小野市		
奈良県	奈良市		
奈良県	大和郡山市		
奈良県	河合町		
和歌山県	和歌山市		
鳥取県	鳥取市		
鳥根県	松江市		
岡山県	岡山市		
広島県	広島市		
広島県	呉市		
広島県	福山市		
広島県	府中町		
山口県	光市		
山口県	美祢市		
徳島県	徳島市		
愛媛県	八幡浜市		
愛媛県	四国中央市		
高知県	高知市		
高知県	いの町		
福岡県	北九州市		
福岡県	福岡市		

下水道管きょ更生施工管理技士			
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
北海道	函館市	宮城県	美里町
北海道	本別町	福島県	田村市
宮城県	村田町	東京都	多摩市
茨城県	水戸市	山梨県	甲府市
茨城県	つくば市	愛知県	豊橋市
群馬県	前橋市	広島県	広島市
群馬県	高崎市	山口県	宇部市
群馬県	太田市		
埼玉県	春日部市		
埼玉県	蕨市		
埼玉県	八潮市		
東京都	町田市		
神奈川県	平塚市		
神奈川県	茅ヶ崎市		
新潟県	新潟市		
新潟県	五泉市		
福井県	福井市		
長野県	長野市		
長野県	塩尻市		
長野県	富士見町		
静岡県	浜松市		
静岡県	熱海市		
静岡県	伊東市		
愛知県	名古屋市		
愛知県	一宮市		
愛知県	豊田市		
愛知県	田原市		
三重県	四日市市		
三重県	いなべ市		
滋賀県	湖南市		
京都府	京都市		
大阪府	高槻市		
大阪府	守口市		
大阪府	大東市		
大阪府	高石市		
大阪府	東大阪市		
兵庫県	神戸市		
兵庫県	西宮市		
兵庫県	芦屋市		
兵庫県	宝塚市		
兵庫県	小野市		
奈良県	奈良市		
奈良県	大和郡山市		
鳥取県	鳥取市		
島根県	松江市(汚水)		
岡山県	岡山市		
広島県	広島市		
広島県	呉市		
広島県	福山市		
広島県	府中町		
山口県	美祢市		
徳島県	徳島市		
愛媛県	四国中央市		
福岡県	北九州市		
福岡県	福岡市		
福岡県	大牟田市		
福岡県	豊前市		
福岡県	古賀市		
佐賀県	佐賀市		
佐賀県	鳥栖市		
佐賀県	有田町		
長崎県	大村市		
長崎県	時津町		
熊本県	熊本市		
熊本県	玉名市		
熊本県	山鹿市		
熊本県	益城町		
大分県	大分市		
大分県	別府市		
鹿児島県	鹿児島市		

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和6年度）集計結果より

4) 下水道事業の積算等（下水道用設計標準歩掛表）

ア 積算に関する検討体制

地方公共団体における下水道事業の円滑な事業運営の一助として、『下水道用設計標準歩掛表』を作成・発行している。作成・発行までの流れとしては、地方公共団体からの要望や現場の施工実態などから、標準歩掛の新規制定・改定が必要と判断した場合には、上下水道審議官グループから「下水道用歩掛検討委員会（以下、歩掛検討委員会）」に検討を指示している。

歩掛検討委員会では、専門の歩掛検討小委員会（以下、小委員会）において、標準歩掛の使用機械や適用範囲など具体的な検討を行っている。小委員会は、事務局である上下水道審議官グループ・下水道協会、および委員である政令指定都市などにより構成されている。

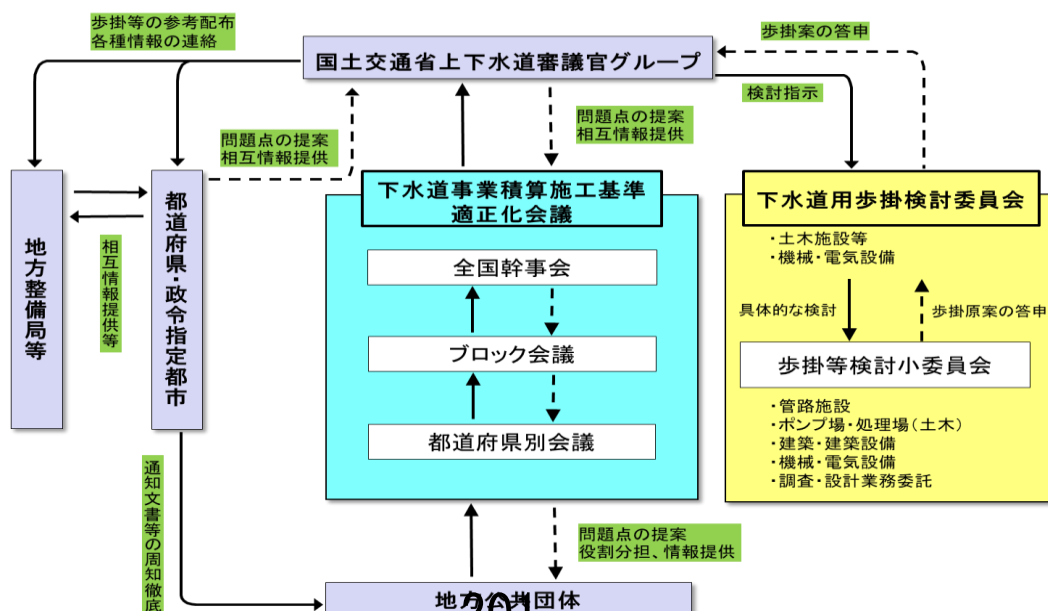
小委員会における検討の結果、標準歩掛の新規制定や改定などが必要と判断された場合には、歩掛検討委員会における審議を経て、上下水道審議官グループに歩掛案が答申され、確認した後、上下水道審議官グループから各地方公共団体などに参考送付・情報提供している。

『下水道用設計標準歩掛表』の作成・発刊にあたっては、地方公共団体の声を反映するため、下水道事業積算施工基準適正化会議（以下、適正化会議）などを活用し、積算施工基準に関する課題、標準歩掛に関する適用範囲や新規制定の要望について意見交換・議論を行い、その結果を踏まえて、標準歩掛の適正化を図っていることから、各地方公共団体等におかれては、適正化会議において、積極的に要望等を挙げていただきたい。

また、各地方公共団体等発注の工事を対象に行う施工実態調査（歩掛、諸経費等）は各種積算基準の基礎資料となることから、御協力をお願いする。あわせて、調査内容については必要に応じて各地方公共団体等から業者へヒアリングによる内容確認をお願いする。

なお、『下水道用設計標準歩掛表』は（公社）日本下水道協会において発行・販売されている。

下水道事業積算施工基準適正化会議 構造図



イ 令和7年度版の主な改定内容

ア) 下水道用設計標準歩掛表

○第1巻 管路編

〔管路施設〕

- 管きょ工（開削工法）に係る管布設工、補助地盤改良工の歩掛の改定。
- 管きょ工（推進工法）に係る泥濃推進工、泥水推進工の歩掛の改定。
- 管きょ更生工法（小口径）に係る管きょ内面被覆工（反転・形成工法）の歩掛の改定。
- 立坑工に係る鋼製ケーシング式土留工及び土工の歩掛の改定。

経緯：施工合理化調査の結果から、施工歩掛に変化が見られたため。

○第2巻 ポンプ場・処理場編

〔土木〕

- 国土交通省工事工種体系ツリーとの本工事費内訳の整合。

〔建築・建築設備〕

- 「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事積算基準等資料」との記載内容の整合。

○第3巻 設計委託編

- 関係ガイドライン等との記載内容の整合。

令和7年度の主な改定内容について紹介したが、詳細については上下水道審議官グループのHP（新旧対照表を掲載）や今後発刊される下水道用設計標準歩掛表にて確認していただきたい。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html

5) 会計検査の状況

ア 令和6年度決算検査報告に向けた主な検査状況【国土交通検査第3課】

○上下水道管の水管橋の設計について

○重要施設等の設定方法について

イ 近年の主な指摘事項（下水道関連）

会計検査院の指摘があった場合、交付金等の返納や所要の安全度を確保するための手直し工事の実施、関係省庁がその是正措置として事務連絡等を発出するなどの対応が求められる。この場合、対応の進捗状況の確認や、事務連絡等に基づく対策等が地方公共団体で実施されているかなど会計検査院のフォローアップ調査が行われることから、留意が必要である。

ア) 令和4年度決算報告

○下水道管路施設の老朽化対策の実施について

下水道法等に基づく点検の実施について、腐食するおそれが大きい下水道管路施設を適切に把握していなかったり、腐食するおそれが大きい下水道管路施設の点検を行っていなかったり、点検等の結果を記録し保存していなかったこと、また、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、判定後5年以上修繕等を行っていなかったことなどの事態について改善の必要があると指摘されている。下水道法等の規定を改めて確認し、適切に対応を行うようお願いする。（令和5年9月20日付事務連絡「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」参照）

イ) 令和元年度（平成 31 年度）決算報告

○下水道管渠の更生工事の積算における更生工法の選定及び更生材料の単価決定について
経済的に優位な更生工法を選定した上で更生材料費の積算を行う必要があるにもかかわらず、適用可能な複数の更生工法に係る材料単価の見積りの平均価格により積算を行っていたこと、また、更生材料費の調達価格が土木積算基準等に定めた基準額以上であるにもかかわらず、特別調査を行うことなく、材料単価の見積りにより決定していた事態について改善の必要があると指摘されている。基準等に基づき特別調査を活用し市場価格の把握をするなど適切な積算を行うようお願いする。（令和 2 年 8 月 4 日付事務連絡「下水道管渠の更生工事の積算における更生工法の選定及び更生材料の単価決定について」参照）

ウ) 平成 30 年度決算報告

○下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について

事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の移設に要する費用を補償する際、移設に必要な費用から既存施設の財産価値の減耗分を控除するなどして補償費を算出することとなっている。この補償費の算定に当たり、既存施設の財産価値の減耗分の算定を誤っていたり、処分利益額を控除していなかったりなどしていたため補償費が過大となっていたもの。移設に係る補償費の算定については、公共補償基準等に基づいた適切な対応をお願いする。（令和元年 11 月 13 日付事務連絡「下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について」参照）

※過去の事例については会計検査院 HP を参照ください。（<http://report.jbaudit.go.jp/index.html>）

(8) 工事事故の防止対策について

《重要 1》

令和 6 年度は、管内での雨水流入事故（1 件）、硫化水素中毒の疑い（1 件）、激突（1 件）、土砂崩壊（2 件）、交通事故（2 件）、墜落・転落（1 件）による計 8 件の死亡事故が発生した。各自治体においては、「下水道セーフティネット」における事故データベースや死亡事故が発生した際に発出する「下水道工事における安全対策の徹底について」を活用し、元請け業者及び下請け業者等の安全意識の向上を促すよう、注意喚起を徹底いただきたい。

《重要 2》

以下に該当する下水道工事事故が発生した場合には、必ず当日中に速やかに本省・地方整備局等へ第一報を連絡すること。（その際は既定の報告様式は不要。）

- 死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- 罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故（硫化水素中毒等も含む）
- 第三者（民間人）が絡む人身事故
- ガス管に損傷を与えた物損事故
- 上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

※上記に該当しないことが明らかな下水道工事事故で、休業 4 日以上となる事故が発生した場合も速やかに報告すること（遅くとも 3 日以内）

※土日祝日の事故も本省・地方整備局等の緊急連絡先へ報告すること

○ポイント

過去に発生した事故事例等を踏まえ、事故の再発防止を徹底するため、以下について改めて管内の各自治体へ周知し、元請け業者や下請け業者も含め適切な対応に努めていただきたい。

- ・雨水が流入する管路内の工事等は、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成 20 年 10 月）を参考に安全対策を徹底すること。
- ・硫化水素ガスの発生や一酸化炭素中毒の恐れのある既設管路内の工事等は、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成 14 年 4 月）を参考に安全対策を徹底すること。
- ・下水道工事事故が発生した場合は、「下水道工事事故報告要領の改定について」（H3 0.4.2 事務連絡）のとおり、事故原因、再発防止策の報告を徹底すること。

1) 安全対策等について

1 下水道工事の安全対策について（注意喚起及び事故報告の徹底）

下水道工事の安全対策については、これまでの全国下水道主管課長会議や下水道セーフティネット等で事故の未然防止に努めていただくようお願いしている。

令和元年度においては、工事の繁忙期となる年末以降に下水道工事に係る死亡事故が立て続けに発生し、計7件もの死亡事故が発生した他、交通事故として、道路上における下水道工事の作業帯内へ通行車両が突入する死亡事故も4件発生した。これらを踏まえ、令和2年3月13日付管理企画指導室長・事業マネジメント推進室長通知において、工事関係者の安全意識向上を促すよう改めて注意喚起をお願いするとともに、道路上の作業帯の設置について交通状況に応じた安全対策の実施に一層留意するよう周知した。

令和2年度においては、4月に2件、5月に1件と年度当初から死亡事故が頻発したことから、令和2年6月24日付下水道企画課長・下水道事業課長通知において、はさまれ・巻き込まれ事故防止を重点対策項目として注意喚起のポスターを作成し、再三の注意喚起を行った。

令和6年度においては、計8件の死亡事故が発生し、その都度、死亡事故に関する事故概要や再発防止策をとりまとめた事務連絡「下水道工事における安全対策の徹底について」を全国に発出し、注意喚起を行った。

〔留意事項〕

○下水道事故情報データベースの公開について

報告された事故原因や再発防止策は、事業主体において安全対策を検討するための基礎資料として広く活用できるように、国土交通省上下水道HPの「下水道セーフティネット」において事故データベースを掲載し事業主体に共有している。各自治体におかれては、これらの過去の事故データから得られる教訓を安全管理にフィードバックし、安全対策を継続的に改善するようお願いする。

事故データベース

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

○事務連絡「下水道工事における安全対策の徹底」について

死亡事故が発生した場合は、国土交通省から自治体への個別ヒアリング等を行い、事故原因や再発防止策の確認を行った上で事務連絡を発出している。1回目の事務連絡は事故発生後1週間程度を目途に死亡事故の概要を、2回目の事務連絡は事故発生後1ヶ月程度を目途に事故原因や再発防止策を周知しており、死亡事故が発生した自治体におかれては、速やかに詳細な情報を提供いただくようお願いする。

2 既設管路内などにおける工事等の安全対策

国土交通省においては、硫化水素ガスの発生や一酸化炭素中毒による事故等の再発防止に向け、「下水道管渠内の作業における安全の確保について（平成14年3月13日付け国都下管第7号）」により通知している。令和6年度においては、令和7年3月7日、秋田県において、下水道管補修工事後の通水試験の際マンホール内で作業をしていたところ作業員1名が意識を失い倒れた。その後、マンホール内で救助をしていた作業員2名も相次いで倒れ死亡する事故が発生した。

このため、令和7年3月10日に下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡「下水道工事における安全対策の徹底（その6）について（（令和7年3月7日秋田県発注工事に伴う死亡事故）」を発出し注意喚起を行った。

各下水道管理者におかれては、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書（平成14年4月）」等を参考に、安全対策について請負者への指導徹底をお願いします。

3 雨水が流入する管路内における工事等の安全対策

平成20年8月5日、東京都雑司ヶ谷幹線工事（合流式下水道管の再構築工事）の現場において、集中豪雨により急激に管渠内水位が上昇し、作業を実施していた5名が流され死亡するという痛ましい事故が発生した。

この事故を踏まえて国土交通省では、局地的な大雨に対し、雨水が流入する下水道管渠内における工事等（調査、点検、清掃を含む）を安全に実施するために必要な対応策について「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成20年10月）をとりまとめている。

しかしながら、令和6年9月19日に神奈川県相模原市で、下水道管路（雨水）の耐震化工事において、道路の下約10メートルに埋設された管内での作業中、急な降雨の影響により、管路内の水位が急上昇し、避難中の作業員等のうち逃げ遅れた2名が流され、死亡する事故が発生した。当該事故を踏まえ前述の「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（平成20年10月）の改訂を今年度中に予定している。各下水道管理者におかれては、本手引き等を参考にして、大雨に伴う急激な水位上昇が予想される下水道管路内で行う工事等について安全対策の徹底をお願いします。

4 掘削・埋戻し作業における安全管理の徹底について

令和6年度は、土砂崩壊による人身事故が8件（うち死亡事故2件）発生した。

死亡事故の1例目は、開削工法による下水道管の新設工事において、土留め矢板がまばらに設置された状態で、深さ約3.1mの掘削穴の中で作業員が管布設作業を行っていたところ、矢板背後の土砂（幅約0.3m、長さ約2.6m）が、矢板を設置していない箇所から崩落し、作業員1名が全身生き埋めとなった。その後、病院に搬送されたが死亡が確認されたものである。

2 例目は、公共下水道管から個人敷地内に下水道管を引き込む取付管設置工事において、設置していた土留め矢板を一部外して掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土砂が崩落し作業員 1 名が肩あたりまで生き埋めとなった。その後、病院に搬送されたが死亡が確認されたものである。

また、土砂崩壊事故 8 件のうち 5 件は深さ 1.5m 以上において土留め支保工による安全措置が講じられていない中で発生した事故となっている。掘削・埋戻し作業における事故は、令和 5 年度の 5 件（うち死亡事故 3 件）に引き続いて発生しており、下水道工事において慢性的に発生している状況である。

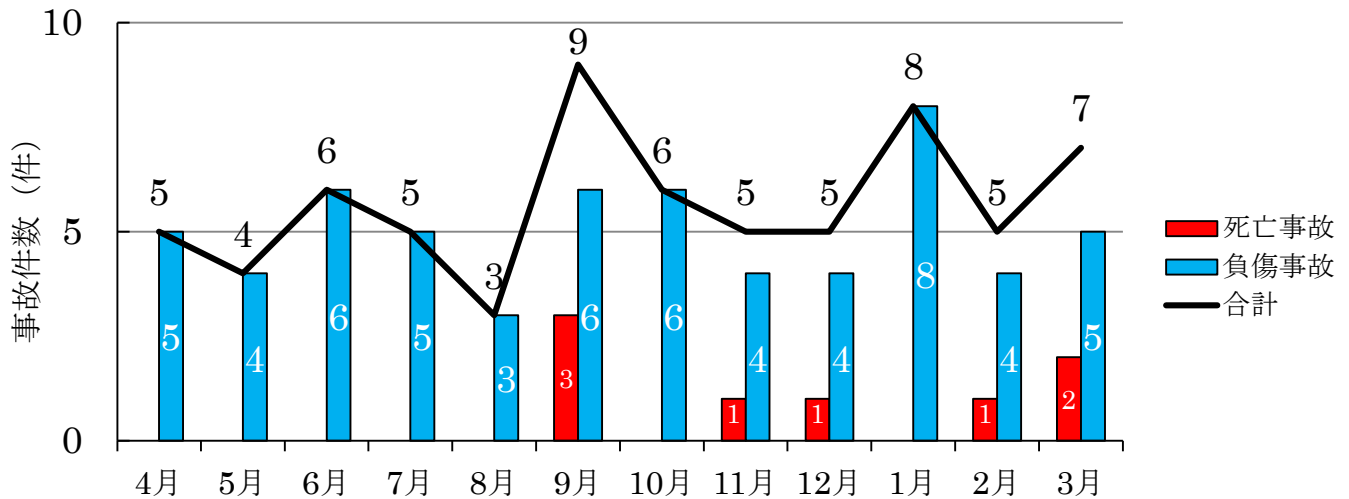
各下水道管理者におかれては、深さ 1.5m 以上は土留め支保工を確実に設置し、1.5 m 未満であっても、地山の転石や路盤等の状態をよく確認し、危険が予測される場合は確実に土留め支保工の設置を行った上で作業していただくようお願いする。

2) 工事故報告について

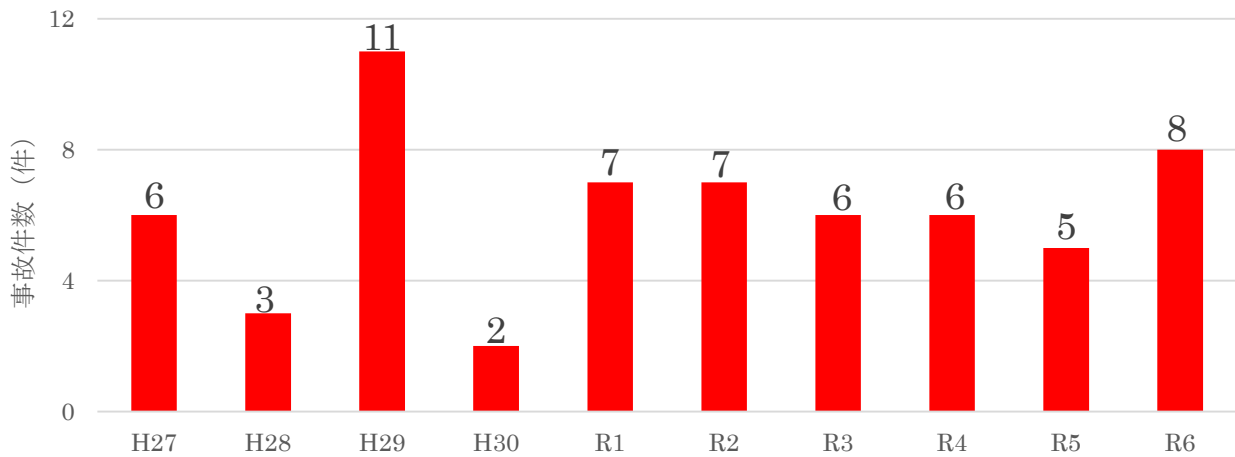
国土交通省では、更なる安全対策の取り組みを推進するために、下水道工事の特性を踏まえた分析、安全対策を検討していくこととしており、そのために必要な事故データの蓄積を目的として、平成 30 年 4 月に「下水道工事故報告要領」を改定しているので、本要領に定めた手順による報告の徹底をお願いする。また、報告の際には死亡事故を含めた全ての事故について、事故原因の分析を行い、具体的な再発防止策までを確実に報告するようお願いする。

なお、ガス事業者以外の者が行う建設工事等において、ガスパイプを損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け、経済産業省産業保安グループガス安全室より、令和 7 年 2 月 28 日付通知「建設工事等におけるガスパイプ損傷事故の防止について（協力依頼）」において、ガスパイプ損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼があった。これを踏まえ、令和 7 年 3 月 13 日下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡「下水道工事におけるガスパイプ損傷事故の防止について（依頼）」を発出した。ガスパイプを損傷する等の事故については、ガス漏れ等により重大事故につながる恐れがあるため、引き続き、全てのガスパイプ損傷事故について、「下水道工事故報告要領」における所定の様式により国土交通省へ速やかに報告するようお願いする。

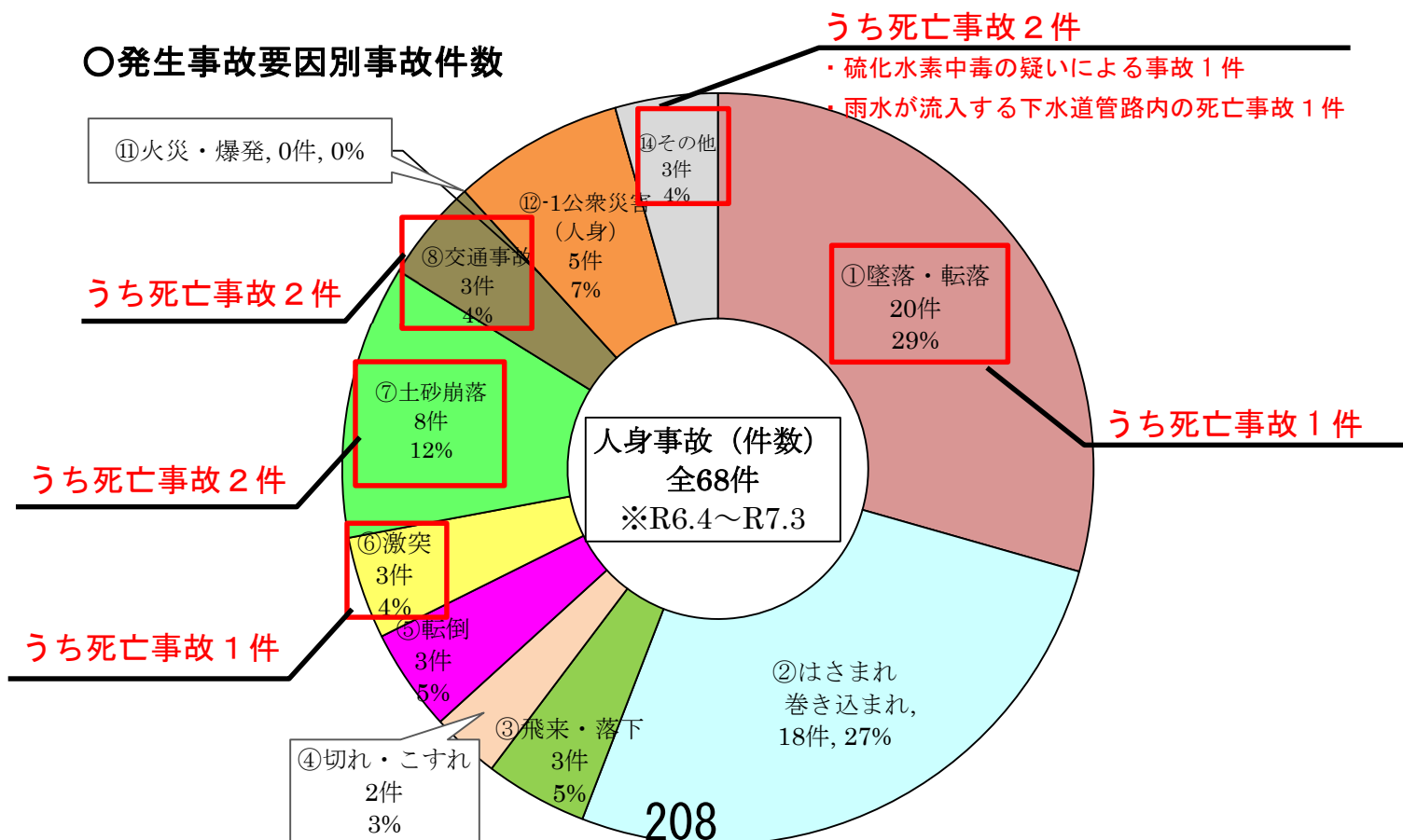
○令和6年度に国土交通省へ報告のあった工事事故件数（人身事故）



○直近10年間の死亡事故件数



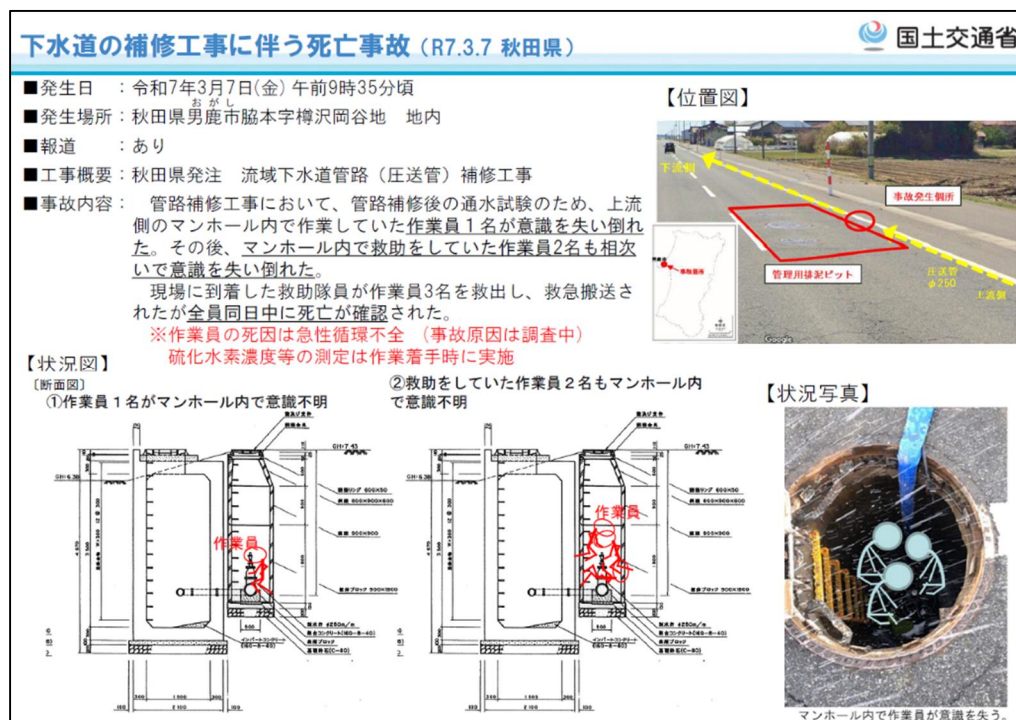
○発生事故要因別事故件数



○ 死亡事故について

「硫化水素中毒の疑いによる死亡事故」

- 下水道管路補修工事において、管路補修後の通水試験の際、上流側のマンホール内で作業していた男性作業員 1 名が意識を失い倒れ、その後、マンホール内で救助をしていた男性作業員 2 名も相次いで意識を失い倒れた。現場に到着した救助隊員が作業員 3 名を救出し、救急搬送されたが全員同日中に死亡が確認された。



「雨水が流入する下水道管路内の死亡事故」

- 下水道管路（雨水）の耐震化工事において、道路の下約 10 メートルに埋設された管内での作業中、急な降雨の影響により、管路内の水位が急上昇し、避難中の作業員等のうち逃げ遅れた 2 名が流され、行方が分からなくなったもの。救助・捜索活動により、下流の河川で男性 2 名が心肺停止状態で発見され、その後、死亡が確認された。

「土砂崩壊による死亡事故」

- 開削工法による下水道管の新設工事において、土留め矢板がまばらに設置された深さ約 3.1m の掘削穴の中で管布設作業を行っていたところ、矢板背後の土砂（幅約 0.3m、長さ約 2.6m）が矢板を設置していない箇所から崩落し、作業員 1 名が全身生き埋めとなった。その後、病院に搬送されたが死亡が確認された。

下水道工事における土砂崩落事故（R7.2.13 福岡県太宰府市）

■発生日時： 令和7年2月13日(木) 午後1時頃
■発生場所： 福岡県太宰府市梅ヶ丘1丁目1付近
■報道： あり
■工事概要： 下水道取付管設置工事 開削工 L=2.3m 他
■事故内容： 下水道本管から宅内に引き込む取付管設置工事において、土留め矢板を一部外して掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土が崩落し、作業員1名が肩辺りまで生き埋めとなった。
 その後、救急搬送されたが、死亡が確認された。
 ※詳細については調査中

【位置図】



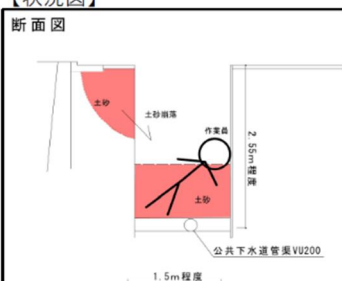
福岡県太宰府市

【事故発生箇所】



事故発生箇所

【状況図】



断面図

【状況写真】



土砂崩落

- 公共下水道管から個人敷地内に下水道管を引き込む取付管設置工事において、設置していた土留め矢板を一部外して深さ約 2.6m の掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土砂が崩落し作業員 1 名が肩あたりまで生き埋めとなり、救急搬送されたが死亡が確認された。

下水道工事における土砂崩落事故（R6.9.12 兵庫県加古川市）

■発生日時： 令和6年9月12日(木) 午後2時5分頃
■発生場所： 兵庫県加古川市西神吉町大国 地内
■報道： あり
■工事概要： 下水道管布設工事 開削工 L=375.6m 他
■事故内容： 開削工法による下水道管の新設工事において、深さ約3.1mの掘削穴の中で、作業員が管布設作業を行っていたところ、一部土留め矢板を差した状態であったが背後の土砂（幅約0.3m、長さ約2.6m）が崩落し作業員が全身生き埋めとなった。
 その後救助隊により救急搬送されたが、死亡が確認された。

【位置図】



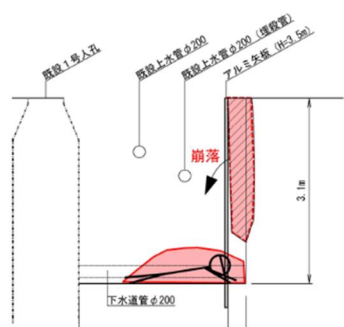
兵庫県加古川市

【事故発生箇所】



事故発生箇所

【状況図】



状況図

【状況写真】



崩落

上部の地山が崩落し、作業員が埋められた。

「交通事故による死亡事故」

- ・ 下水道管渠の新設工事において、道路上に下水道管渠布設位置のマーキング作業を、作業員 1 名と交通誘導員 1 名により行っていた際、作業員が交通誘導員に対して他の現場に向かうよう指示し、作業員 1 名のみで道路上にしゃがんでいたところ自動車に衝突され、意識不明のまま救急搬送されたが、その後、病院で死亡が確認された。

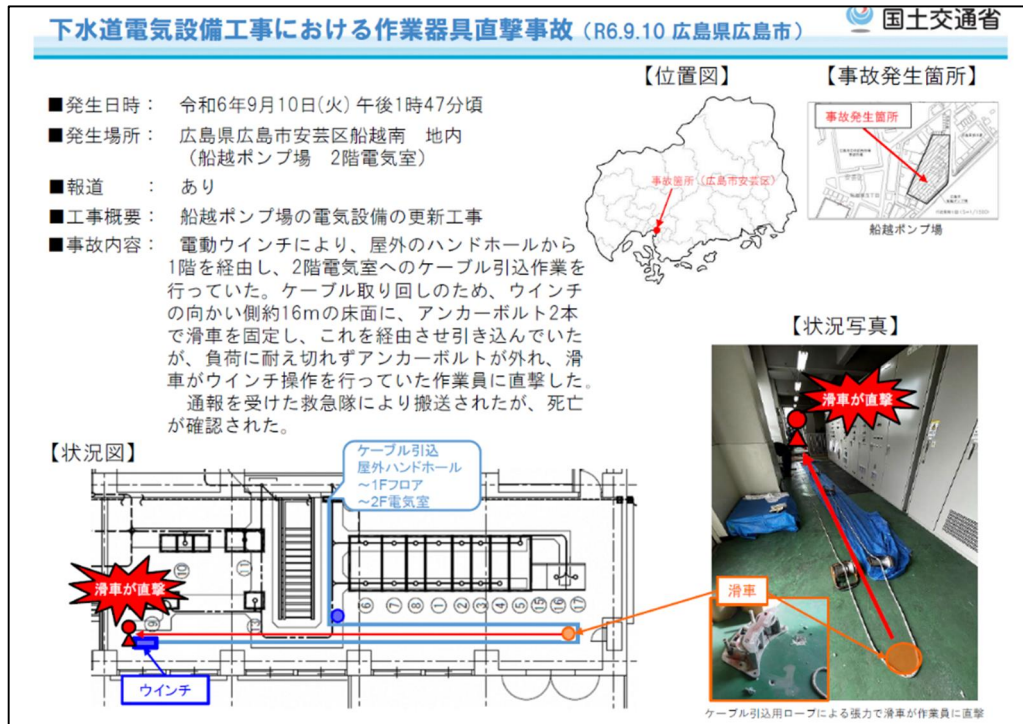


- ・ 下水道施設の整備工事において、解体作業で発生したコンクリート殻を処分場へ運搬中のダンプトラックが、前方にいたバイクに接触し、バイク運転手が意識のない状態で救急搬送されましたが、その後、病院で死亡が確認されました。



「機器の衝突による死亡事故」

- ・ 開削工電動ウインチを用いて、屋外のハンドホールから1階を経由し、2階電気室へのケーブル入線作業を行っていた。ケーブル取り回しのため、ウインチの向かい側約16mの床面に、アンカーボルト2本で滑車を固定し、これを経由させ引き込んでいたが、負荷に耐え切れずアンカーボルトが外れ、滑車がウインチ操作を行っていた作業員に直撃し、通報を受けた救急隊により搬送されたが、死亡が確認された。



○ その他の事故について

管渠工事に関しては、不注意による資材及び重機への巻き込まれ事故や、立坑・人孔等の高所作業における墜落・転落事故などヒューマンエラーを起因とする事故などが発生している。また、道路舗装の擦り付け不十分による段差箇所や設置した仮白線が剥がれていたことによる第三者の転倒、バックホウのアームが電線に接触したことによる緊急停電、ガス管の損傷等の公衆災害も昨年度に引き続き多く報告された。

ポンプ場・処理場工事に関しては、階高が高く開口部が多いことから、墜落制止用器具（安全帯）を適切に使用していないことによる転落事故など、下水道工事に特有の事故が発生している。

【通知文書等】

過去に発出している通知等は以下に掲載しているので、参考にされたい。

下水道セーフティネット

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html